

第5章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

ゆりかごをめぐる課題の整理にあたっては、運用が開始された平成19年5月10日から平成21年9月30日までの51件の事例を検証の対象にした。具体的には、ゆりかご事例の全体分析の結果やその後の追跡調査で把握できた事例にかかるゆりかご利用の動機や背景、家族の状況などを基に、課題をとりまとめた。

さらに、慈恵病院ではゆりかごの運用と相談業務とが一体的に運用されていることや、病院事例の中にも子どもを連れて相談に来るケースや緊急対応を行ったケースなど、ゆりかご事例と類似のものも多く見られたことから、病院相談事例から見える状況も併せて考察を行ったうえで、それら全体をゆりかごから見える諸課題として整理した。

整理に際しては、ゆりかごに預け入れる以前、ゆりかごの運用と対応、子どもへの援助の3つの段階に区分して行った。

なお、ゆりかごをめぐる課題としては、人工妊娠中絶とその是非も一つの論点となりうるが、わが国では人工妊娠中絶の実施は母体保護法で認められる場合があること、また、ゆりかごの設置趣旨である「人工妊娠中絶で失われていく命を救いたい」との考えが現行の法制度を前提としていることなどから、当検証会議においては、人工妊娠中絶とその是非については議論していない。

段階	課題
1. ゆりかごに預け入れる以前の段階	(1) 妊娠・出産・養育にかかる相談体制と対応のあり方 (2) 妊娠・出産期からの支援体制 (3) 社会全体での取組
2. ゆりかごの運用と対応の段階	(1) 慈恵病院での対応 (2) 児童相談所および関係機関の対応 (3) 利用状況などの公表（情報の公開）
3. 預け入れられた後の子どもの援助の段階	(1) 児童相談所での保護・援助 (2) 子どもの健全な成長の確保 (3) 里親制度と養子縁組制度 (4) 家庭引き取り後の見守りと援助

1. ゆりかごに預け入れる以前に関する課題

当検証会議では、ゆりかごに預け入れる以前に関する課題として、妊娠・出産・子どもの養育に関する相談体制のあり方、妊娠・出産への支援の方法など、さまざま

な意見が出された。その中で、委員の基本的な共通認識は、「現状では、妊娠・出産の困難さを抱えた人々にとってどこに相談できるのかが明確でない」「少なくとも混乱した当事者にとって安心して相談できる場が見出せない現状がある」という点であった。また、妊娠・出産をめぐっては、妊婦健診の未受診、飛び込み出産などが全国的に社会問題となっており、こうした問題を含めて環境整備をどのように進めていくのかを、複眼的に考えていく必要があるという点も指摘された。

ゆりかごの問題は、思いがけない妊娠への相談対応、緊急対応・一時保護対策の問題でもあることから、ゆりかごを利用しないで済むような環境づくりを図るためにには、ゆりかごに預け入れる以前の段階の課題の整理と対応策の検討が最も重要となる。

(1) 妊娠・出産・養育にかかる相談体制と対応のあり方に関する課題

① 現状の公的サービス（相談体制等）における課題

○ 相談対応等における匿名性の確保について

a. 顔の見える相談には限界がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例、病院相談事例では、妊娠・出産・子どもの養育に悩む人たちは、周囲の身近な人も含めて人に知られたくない気持ちが強い。
- ◇ 福祉専門職・教育職関係者が、ゆりかごを利用する事例が複数あった。

ゆりかご事例については、「匿名での利用」という点を除けば、現行の公的相談機関や児童福祉の制度の中で十分対応が可能である⁽¹¹²⁾。しかし、不倫関係による出産など個人のさまざまな事情から妊娠・出産を周囲に知られたくないという思いが、ゆりかご利用の動機となっている。身近な家族等にも相談できず、公的な支援に結びつかない事例が多く見られる。また、福祉専門職や教育職関係者がゆりかごを利用する事例があったが、これは、対人関係の仕事であるため、逆に、それにしばられて相談できないということが推測された。このような場合には「顔の見える相談」という形式では限界がある。そのことは公的な相談に限らず民間での相談においても同様である。

このため、完全な匿名で相談できるシステム（匿名相談の制度化）が日本に必要かを本格的に議論する必要がある。また、妊娠・出産にかかる相談や保護の対応においては、相談者あるいは利用者が「誰に対して匿名したいのか」という観点から、具体的な方法や対策を考えることが大切である。また、ゆりかごの利用事例や病院相談事例での利用者の心理を見れば、身近な人たちに対して秘密が保たれさえ

⁽¹¹²⁾ 子どもを養育できない場合、児童相談所の措置により、乳児院や児童養護施設での養育が可能である。

すれば、その他の行政機関などに対しては自らの身分を明かして相談し、子どもを預けようと思う人は少なからずいると考えられる。完全匿名でなくとも一部に対する匿名での対応も検討する必要がある⁽¹¹³⁾。

b. 公的相談機関への相談では、記録が残るという不安がある [課題]

- ◇ 妊娠に悩む人は他人に知られたくないという気持ちが強いことから、児童相談所などの公の機関に相談することによって、相談記録など一生「記録」が残る不安を持っている。

公的な相談窓口に相談すれば、相談者が特定できる形での記録が残ることの不安がある。

このため、相談者が抱く不安を解消し、相談機関へのアクセスが容易となるよう、公的相談機関においても、匿名での相談対応を行う必要もある。

c. 戸籍に出生した痕跡が残ることへの抵抗から、相談に至らない [課題]

- ◇ ゆりかご事例の一部には、戸籍に入れることへの強い抵抗が見られた⁽¹¹⁴⁾。

現行の制度においては、何らかの事情があり生んだ我が子を他人の養子にすることを希望する場合、民法に基づき養子縁組（特別養子縁組、普通養子縁組）を行うという選択肢がある。それにもかかわらず、ゆりかごに子どもが預け入れられる以前の段階で、相談機関につながっていないのは、特別養子縁組制度においても、生みの親の戸籍に子どもを「出生した痕跡」が残ることを懸念している者が少なくないことによると考えられる。もっとも、戸籍への記載については、後に子どもが戸籍をたどることにより⁽¹¹⁵⁾、実父母が誰であったかを知ることができるための配慮であり、子どもの出自を知る権利を保障するために有用である。

これらを踏まえ、戸籍制度のあり方についても、検討する必要がある。

d. 乳児院などへの入所措置の段階では匿名での対応ができない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、親が判明した後のやりとりの中で、入所措置を含めて児童相談所が関与することに対する、ちゅうちょや抵抗が見られた。

⁽¹¹³⁾ こうした形式は、夫に分からないようにシェルターを利用する、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の対応の仕組みと類似することになる。妊娠・出産の事例においても、こうした運用ができれば、シェルターの中では身元を明かすことにより、子どもの出自を知る権利は保たれることになる。

⁽¹¹⁴⁾ ゆりかご事例で、親が判明したが、就籍に至っていない事例が3件ある。1件は、児童相談所も支援を行い、手続き中のもの。1件は、移管先の児童相談所が親と連絡がとれない状況にあるもの。1件は、親と連絡はとれているが、親が就籍を拒否しているものである。

⁽¹¹⁵⁾ 子どもの戸籍には、「民法第817条の2による裁判確定」に基づく入籍である旨が記載される。

現状では、初期の対応の段階や公の相談窓口につなぐまでは匿名での対応は可能であるが、援助の決定など行政処分を伴う段階においては、大きな法改正をしなければ、匿名のまままで行うことは難しい。

このため、親の養育責任との兼ね合いは考える必要はあるが、遺棄・嬰児殺の状況の推移なども踏まえて、匿名での措置を認めるなど入所措置のあり方も検討する必要がある。

○ 公的相談機関の持つイメージについて

e. 公的相談機関に対して相談を行うことに不安や抵抗感がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、ゆりかご利用者の中に「児童相談所は怖いところ」という印象を持っている者がいた。

相談する側からは、公的相談機関は堅いところと見えたり、見張られている気がするとの印象が持たれている。特に、児童相談所は、問題行動のある子どもの指導・援助や虐待対応が中心であるとのイメージがあり、近づきにくいとの指摘がある。ゆりかご利用者の中には、「児童相談所は怖い」あるいは「児童相談所の存在は知つてはいたが、児童虐待に対応するところだと思っていた」という者が複数いた。こうしたイメージを持たれていますことや誤解を生じていることから、安心して養育相談を行うことに抵抗感があると思われる。

このため、児童相談所の機能として、一時保護などの強制措置を発動できる「虐待対応機能」と、その他の「児童家庭相談業務」の両者を同一の機関で行なうことが適当なのかなど、児童相談所のあり方を検討する必要がある。

○ 市町村を中心とした相談体制について

f. 地域には知られたくない相談は、市町村では受け止めにくい [課題]

- ◇ ゆりかご事例、病院相談事例の中には、人に知られたくない妊娠・出産の相談は、自らが居住している地域では相談ができにくい状況にあると考えられるものがあった。ゆりかご事例の中に、妊娠 자체を周囲の人（家族を含めて）に相談できない状況が多く見られた。
- ◇ 祖父母が預け入れにきた事例に見られるように、家族にとっても、地域や周囲に知られたくないという強い気持ちが見られた。
- ◇ ゆりかご事例と病院相談事例では、居住地域で問題の解決を試みることなく、広域的な利用がなされている。

ゆりかご事例の中には祖父母が預け入れに来た事例が複数あった。かつては、女性が妊娠などに悩む場合、家庭内子育て、子育て支援のキーパーソンとされた祖父母が関わると一般には解決に向けてうまく進展するケースが多かったが、ゆりかご

事例においては、これが機能しない、あるいは世間体などの問題から逆に作用した場合があったと見ることができる。母親本人から相談を受けた祖父母にとっても、思いがけない妊娠などの場合、娘の妊娠を周囲の者や地域に知られたくないという心理的な状況がある。

現在、児童家庭福祉問題への対応については、市町村が第一義的相談窓口とされ、そのうえで、市町村における「要保護児童対策地域協議会」⁽¹¹⁶⁾の設置が促進されるなど、地域における相談体制を充実する方向がとられている。しかし、ゆりかごの利用に至る事例では、身近な人に対しては匿名性を保ちたいことから相談ができないというものが見られるため、国が推進している「要保護児童対策は市町村を中心とした相談体制の整備」という方向だけでは限界がある。

このため、身近な人への匿名性の担保を望む事例にも対応できるよう、要保護児童対策を地域で充実するという一方向に加えて、地域・市町村・都道府県境をこえて「広域」で対応していく方向も考える必要がある。

ただ、一方で、相談を含めた要保護児童・要支援妊婦対策では、市町村レベルでの充実も重要であり、そこでのソーシャルワークを含めた体制整備も重要である。

② 行政と民間での相談体制の充実における課題

○ 民間（特に医療機関）での相談体制と対応について

a. 医療機関での相談体制が整えられていない [課題]

- ◇ 病院相談事例では、民間の医療機関である安心感から、多くの相談や保護要請が寄せられている。一方、一般の産科医療機関において同様の相談体制が充実していないことから、慈恵病院に相談が集中している。
- ◇ 子育てに自信がない事例、子どもへの養育意欲が見られないといったリスクの高い事例が多く見られた。

慈恵病院では、医療機関が持つ特性への信頼とゆりかご機能があることで相談が急増した。一方、公的相談機関を含めて現状の体制では、思いがけない妊娠をした妊婦の相談が適切になされていない実態が明らかである。妊婦の心理からは、子どもを支えてくれる医療機関であることが他の相談機関との相違と考えられる。とりわけ、緊急対応の部分は都道府県や市町村ではできることであり、相談機能が医療機関に付随しているから可能になるものである。

⁽¹¹⁶⁾ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする支援の必要な児童（要保護児童）に関する情報の交換や支援を協議する場（児童福祉法第25条の2第1項：地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関、関係団体および児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない）。

このため、医療機関に医療法に基づく職員配置をする他、児童福祉法上の職員配置などを行うことなど、ソーシャルワーク機能の強化を図り、民間の医療機関での相談体制の整備（一時保護機能を併せ持つ相談体制）を検討する必要がある。また、妊娠や養育の相談対応においては、多岐の問題にわたるため、福祉面だけでなく医療面や生活面との総合的な連携が重要であり、今後、児童家庭支援センター⁽¹¹⁷⁾を医療機関に併設することを積極的に進める必要がある。

b. 医療機関の間のネットワークが形成されていない [課題]

- ◇ 病院相談事例では、県外居住者からの相談で、産科での緊急対応が必要な事例があった。

相談事例では、県外からの相談者への対応において、特に緊急対応が必要な事例について、その都度、救急車の要請を助言したり、近隣の医療機関での受診を勧めているが、連携をとる対応に苦慮している。

このため、病院（周産期医療機関）でのソーシャルワーク体制を確立するとともに、病院間のネットワークをつくり、思いがけない妊娠や経済的問題による一人での自宅出産や車中出産に即座に対応できるようにすべきである。今後、このような人たちが増加する懸念があり、病院（周産期医療機関）のネットワークづくりに、公的な支援を入れることが重要である。

c. 現状では民間と公的相談機関がそれぞれで機能している [課題]

- ◇ 公的な相談窓口と民間の相談窓口が多く存在するが、それとの連携が十分にとれていない状況にある。

一言で相談と言っても、児童家庭福祉に係る相談は、その内容は相当幅が広い。相談者のニーズに合った的確な対応ができるように、公立、私立、公・私立といった「相談機能の適切な組合せ」を考えることが必要である。ゆりかごの問題に対応するには、単に児童相談所を強化すればよいというわけではない。また、児童相談所に、ゆりかご対応や病院での相談対応と同様、24時間体制の緊急対応機能を持たせるのは、現実的には課題も多い。児童相談所は、ゆりかごとは別の相談窓口として機能しており、両者の役割は異なると評価すべきであろう。

このため、利用しやすい相談の仕組みとするには、民間の相談機関を公の機関といいかに適切につなげネットワークを形成していくことが重要であり、また、行政と民

⁽¹¹⁷⁾ 児童家庭支援センターは、児童福祉法に基づき、平成10年に創設された施設で、地域の児童の福祉に関するさまざまな問題について、「児童・母子家庭・その他の家庭・地域住民」などからの相談に応じる、さらに、必要な助言、指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする施設である（児童福祉法第44条の2第1項）。現在、施設付置要件は削除されているが、児童養護施設等に付置されているものが多い。

間の利点を融合したような施策を考えることが必要である。特に、ゆりかご事例のような深刻なケースに適切に対応するためには、思いがけない妊娠に悩む者への対応、出産直後の孤立感・閉塞状況での相談への対応、さらに、初期の緊急対応体制の整備が必要である。

例えば、次のようなサービスを構築することも考えられる。

- ア. 児童相談所における相談業務と一時保護などの一部の機能を、児童相談所の措置によらない形で、民間の主体が担う。ただしその際、個人情報の取扱いに関して徹底した対応が必要である。
- イ. DV（ドメスティック・バイオレンス）シェルターのように、他者には知られない場所で、相談対応や子どもの預かりを行う。例えば、繰り返しの電話相談を受け、どうしても必要と判断される者に相談の場所を教え、預かる場所はそれと異なるところとするなど、相談者に配慮した形で行うことが必要である。
- ウ. さらに、有期の一時保護期を設定し、その猶予期間内に引き取りの意思がないことが確認できた場合、特別養子縁組の手続きを行う。その際、子どもの心身の安定には十分な注意が必要である。

○ 相談対応における専門性について

- d. 公的な相談において、利用者の気持ちを受け止める丁寧な対応がなされていない傾向がある [課題]

- ◇ 児童相談所など公的相談窓口は、ゆりかご利用者に限らず一般の相談者にも、その利用が敬遠、ちゅうちょされる傾向にある。
- ◇ 病院相談事例では、慈恵病院の相談窓口は、医療機関であることの安心感などから、多数の相談実績がある。

妊娠・出産・養育に関しては、利用者のさまざまなニーズに対応し公的な施策が準備されている。しかしながら、妊娠や出産を極力隠したい場合、秘密のうちにかつ早急に解決したいという希望を持っているため、基本的には、児童相談所や福祉事務所などの「公的相談窓口を敬遠する傾向」にある。それに加えて、現状の公的なサービスが、利用者の「恥ずかしい」「後ろめたい」「申し訳ない」などの気持ちに対応する形になっていないため、一部の利用者にとって利用しづらいものとなっている。

このため、公的な相談対応において、利用者の「本音」に付き合えるような対応が大切であり、このような気持ちを受け止められる対応や仕組みがどういったものかなど、施策のあり方を考えていく必要がある。また、児童相談所の相談業務において、悩める人々にとって相談しやすく、専門的な見地から適切な対応ができるのかといった点を、再点検する必要がある。そのうえで、児童相談所における相談機能の充実を図るために、思いがけない妊娠・出産・養育について、その全過程に

包括的に相談・助言・指導・支援ができる体制の充実が必要である。

e. 相談対応に当たるスタッフの専門性が十分ではない [課題]

- ◇ ゆりかごに預け入れるつもりの事例であっても、事前に繰り返し相談することによって、思い直す例があった。
- ◇ 慈恵病院では、優れた相談技術により、多くの相談実績がある。

慈恵病院での相談事例を見ると、悩みを抱えた親の心にはさまざまな葛藤が存在しているが、相談の過程におけるその後のやり取りで整理された事例も多く、妊娠に悩む者への対応における相談の重要性を物語っている。相談対応者が、「追い詰められた人の心理」を十分理解し、医療的ニーズも含めて、さまざまな課題を抱えた親へのソーシャルワークを行うことが重要である。

このため、相談対応の質的充実を図るために、相談に当たるスタッフの訓練・学習の充実が重要である。また、慈恵病院のように民間で実施する場合、知識や事例などを蓄積し、方法を確立することが必要である。また、こうしたノウハウを公的な相談機関においても学び参考にする必要がある。

③ 相談窓口の周知、情報の提供に関する課題

○ 児童相談所等公的相談窓口の広報・周知について

a. 公的相談窓口の認知度が低く、一般に知られていない [課題]

- ◇ 病院相談事例、ゆりかご事例では、10代の若者が妊娠した場合、どこに相談をすればよいか分からぬ状況にあったと考えられるものがある。

妊娠・出産について相談する場合、一般の人に児童相談所が知られておらず、特に不倫関係で妊娠した女性や10代で妊娠した若者が児童相談所を頭に浮かべることはほとんどないと考えられる。

このため、行政として、妊娠相談機関および養育相談機関等の情報を一般に広く、また、妊娠・出産に悩みを持つ親に対してしっかりと伝えていく必要がある。特に、10代の若者への周知方法を検討する必要がある。

その際、児童相談所など公的相談窓口は誰もが分かりやすいことが重要であることから、例えば、妊娠相談、養育相談機関において「全国統一の短縮電話番号」⁽¹¹⁸⁾を導入する、また、児童相談所の全国統一の愛称をつけるなどの工夫が必要である。

また、現実にゆりかごの利用が続いたことや慈恵病院での相談件数が急増してい

⁽¹¹⁸⁾ 全国統一の短縮電話番号の例として、小児救急医療の場合の「#8000（シャープ八千番）」がある。平成21年9月現在、46都道府県で導入済みである。また、児童相談所の全国統一電話番号については、国において、平成21年10月1日から運用開始された（0570-064-000）。

ることを踏まえれば、公的機関における妊娠・出産・養育に係る相談までは、積極的に「妊娠期から匿名でも受け付けるような体制」をとり、そのことの周知を図っていく必要がある。

b. 外国人等に対しては相談窓口等の情報が届きにくい [課題]

- ◇ ゆりかご事例で、外国人の親が利用した事例があった。

ゆりかご事例に親が外国人の事例の利用があったこと、また、全国の一時保護所においても不法残留の子どもの数が増加⁽¹¹⁹⁾している状況にあるが、外国人の場合は情報が限られる場合が想定され、結果的に追い込まれやすい傾向が考えられる。

このため、外国人等情報が届きにくい対象への相談窓口の周知の方法やルートを検討する必要がある。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制に関する課題

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例に見られるように、この時期に多くの問題があることを認識すべきである。恵まれている家庭だけではなく、すべての妊婦が「いいお産」ができるような社会の構築が必要である。

① 妊娠・出産期からの支援に関する課題

○ 周産期医療機関や地域での関わりについて

a. 医療機関での出産後の支援体制が十分でない [課題]

- ◇ ゆりかご事例で、出産した場所が判明した中で、医療機関で出産したものが約5割（推測事例を含み54.9%）あった。

医療機関での出産など、専門機関との関わりを持っていながら、出産後にどこにも支援を求めないまま、ゆりかごに子どもを預け入れる事例があった。医療機関において、市町村への確実な情報提供がなされ、支援の手が届いていれば、ゆりかご

⁽¹¹⁹⁾ 一時保護所の状況の推移：全国の一時保護所のうち66か所の調査では、入所児童のうち不法残留者の子は、平成14年度33人、平成15年度65人、平成16年度73人、平成17年度149人、平成18年度188人となっている（出典：奥山真紀子、平成19年度、『児童虐待等の子どもの被害および子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』、平成19年度厚生労働科学研究費補助金、子ども家庭総合研究事業）。

利用に至らなかつたとも考えられる。

このため、周産期医療機関と市町村保健・福祉部署との連携強化が必要である。周産期医療機関が関わっているもので一般的にリスクの高い、思いがけない妊娠などのケースについては、産科への入院段階から地元の市町村保健・福祉部署に情報提供を行うなど、確実につないでいくことが必要である⁽¹²⁰⁾。そうしたことが容易になるよう、周産期医療機関などで「周産期のソーシャルワーク機能」の強化を図る必要がある。例えば、周産期医療にソーシャルワーカーの十分な配置を義務づけ、それに見合う診療報酬を設定するような制度の改正をすることも考えられる。

b. 地域での出産後の支援体制が十分でない [課題]

◇ ゆりかご事例で、妊娠の時期に、妊娠の届出もせず健診も受診せず、周囲が気づかないまま、出産に至り、ゆりかごに預け入れた例があった。

ゆりかご事例や病院相談事例では、妊娠をしたが、医療機関と接触を持たず、健診等も受診しないまま出産に至る事例が見られた。こうした要支援妊婦⁽¹²¹⁾については、要保護児童と同様に、地域において認識されにくい現状がある。

このため、地域における妊娠期からの支援体制の整備が必要である。具体的には、妊娠の届出、母子健康手帳、妊婦健診を結びつけて支援体制をつくる必要がある。また、要支援妊婦の情報管理システムを構築する必要がある。なお、要支援妊婦を早期に把握するため、妊娠届を出さず妊婦健診も受けずに出産した場合は、胎児虐待として通告する対象に加える検討が必要である。

例えば、地域での支援体制としては、以下のようなことが考えられる。

ア. 妊娠期からの支援体制として、妊娠の届出と両親学級の機会などを利用して、早期に妊娠期の問題を把握する。また、妊娠の届出がなされている母親がどのように出産し、その後、健診に来ているかなどフォローを行う。母子健康手帳を見直すことによって、その後、健診等に来ない人をフォローアップするシステムを整備する。

イ. 思いがけない妊娠、暴力・強姦による妊娠や10代の未婚女性の妊娠への相談を強化する。例えば、妊娠を否認したり、分娩前からSOSが出ている事例では、病院と市町村保健センターとの連携を密にして、保健師が病院で親に面会する対応を行うことを義務付けるなど、相談に結びつける体制を構築する。

⁽¹²⁰⁾ 医療機関と保健機関との間での効果的な情報提供・共有するための連携については、医療機関が妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を把握した場合、市町村に情報提供を行い、市町村が早期に家庭への養育支援を開始することとなっている。しかし、対象者に説明し同意を得ることとされている（「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」、平成20年3月31日付け雇児総発第0331003号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長名通知）。

⁽¹²¹⁾ 平成21年度から、支援が必要な妊産婦（要支援妊産婦、胎児）についても、要保護児童対策地域協議会の支援の対象とされた。

ウ. 産科において、妊娠の届出が遅れているケースについては、子育てに問題を持つリスクの高い可能性があると考えて、地域の支援体制をつくる。また、妊婦健診未受診、母子健康手帳の受け取りが遅い事例など、リスクが高い母親の分娩の場合、地域支援システムを機能させ退院させる。

エ. 経済的に困窮し妊娠した場合への対応を強化する。支援する制度として、助産制度や社会的養護制度などがあるため、それらをさらに周知していく必要がある。

② リスクの高い（ハイリスク）家庭等への支援に関する課題

○ 思いがけない妊娠への対策について

a. 思いがけない妊娠への支援、対策が十分ではない [課題]

- ◇ 病院相談事例では、思いがけない妊娠による相談が全体の31.0%を占めている。
- ◇ ゆりかご事例でも、思いがけない妊娠の事例が複数あった。

ゆりかご事例・病院相談事例では、思いがけない妊娠のケースが多く見られるように、ゆりかごへの対応は、児童虐待予防の中でも重要な「思いがけない妊娠」への対策という観点から考えていくことも必要である。しかし、行政の支援では、「思いがけない妊娠」をした人たちは相談がしにくく、重篤な問題ほど支援の対象となっていない危険がある。

このため、望まない妊娠、要保護性（DVも含む）の高い妊娠などの思いがけない妊娠の場合には、妊娠初期から相談・助言・支援が受けられる仕組みを考えることが必要である。

例えば、特別の事情を抱えた妊婦が、生活地域とは別の地域で匿名で相談でき、その事情が守られた形で費用も補助され出産でき、さらに、状況によっては特別養子縁組や普通養子縁組に結びつけられるような支援の仕組みを検討する必要がある。

○ リスクの高い（ハイリスク）家庭への支援について

b. きょうだい事例などへの関わりが十分ではない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、家族の状況が判明した中で、きょうだいのいる事例が約6割見られた。
- ◇ ゆりかご事例では、親の居住地の児童相談所が関与しているきょうだい（ゆりかごに預け入れられた子どものきょうだい）のいる家庭の事例が複数あった。

きょうだいが既に施設入所しているなど、児童相談所が家庭との関わりを持っていながら、出産した子どもがゆりかごに預け入れられる事例があった。しかしながら、児童相談所のマンパワーが不足していることもあり、家庭全体に対する見守りが十分にできていない状況にある。

このため、さまざまな要因から養育困難が予想される「リスクの高い（ハイリスク）家庭」や「児童相談所が既に関わっている家庭（施設への入所措置児童がいる家庭のケースなど）」などに対して、通常の見守りより頻繁かつ丁寧に関わるなど、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等での対応の強化を図る必要がある。特に、きょうだいを施設に預かっているケースで母親が妊娠した場合、「家庭全体への見守り」を徹底するなど、児童相談所などが、母親の妊娠など家庭状況を把握し、総合的な視点からきめ細やかに対応することが重要である。

c. 生活困窮世帯への対応が十分でない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、生活保護を受給するなど生活に困窮している状況で、子どもを出産し、育てられないとして、ゆりかごに預け入れる例があった。

ゆりかご事例には、生活保護の事例をはじめ生活困窮に絡んで養育困難になるなど、福祉で対応すべき事例が相当見られると同時に、子どもの出産、出産後の母体の健康など母子保健で対応すべき事柄もあり、問題が複雑で重層化している。

このため、現在の各制度を前提とした拡充を考えるだけでなく、いくつかの問題を複合的に抱えているケースに対しては、単に相談機能の充実だけでは難しく、経済的な視点も含めた複眼的な視点でさまざまな要因を挙げていくことが大事である。

特に、経済的に困窮して子どもの養育などに深刻な悩みを持つ場合も考えられることから、生活保護行政の現場で、出産や養育に悩みがあるケースに対応する場合、母子保健などを含めた総合的な視点で対応していくことが必要である。

また、生活困窮者に対して、妊娠・出産に関して経済的支援を行い、子どもの養育にあたっても経済的支援を行うセーフティネットの形成が必要である。さらに、就労支援も併せて行うなど、養育困難な人への支援には手を尽くし、子どもの貧困など負の連鎖を断ち切る努力が必要である。子どもは愛情がなければ、次代に愛情をつなぐことができないことから、次代につながる親子の愛情を確保するためにも困窮世帯への支援のシステムは重要である。

○ その他、要支援出産への対応について

d. 支援が必要な家庭が十分に認識されていない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、若年で第1子を出産した事例が多く見られた。

預け入れた子どもの母親の中には、預け入れ時点での年齢は高くても、若年で第1子を生んでその後次々に子どもを生んでいる人など、要支援事例の妊娠の背景には家族関係や貧困の問題といった生活の課題が多く隠れている。

このため、妊娠・出産に関する部分にソーシャルワーカーがしっかりと関わっていくことが大事である。若い時に第1子を生んでその後妊娠を続けている場合、避妊に関する知識の周知などを含めて支援を続けることが必要である。

また、病院出産の場合、病院から出生証明書が役所に直接届くような仕組みを検討する必要がある。

③ 特段の支援が必要なケースに関する課題

○ 特別の事情を抱えた妊娠等への対応について

a. 10代の未婚女性の妊娠への支援が十分でない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、10代の女性の利用があった。
- ◇ 病院相談事例では、10代の女性の妊娠相談が多く見られた。

10代の未婚女性の妊娠の場合、妊娠したことを誰にも相談できずに、場合によつては、一人で自宅出産する事例もあった。こうした場合への支援が十分ではない。また、10代の未婚女性の妊娠の場合は、学校に在籍している事例も少なくない。このため、学校関係者を含めて周りの人が敏感さを持ち、気づくことに心がけることが重要である。

また、学校における相談・支援体制を整え、専門の相談機関の周知を行うとともに、意識啓発のため、命を大切にする教育の一層の充実を考えていく必要がある。

b. 暴力・強姦による妊娠の場合、その後の支援に結びつきにくい [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、暴力・強姦による妊娠を訴える事例があった（ただし、親からの手紙による訴えであり、把握された状況からは真偽は定かでない）。

ゆりかご事例、病院相談事例では、暴力・強姦による妊娠を訴えるものがあった。こうした場合、女性にとって心身のケアが重要であるが、公的な支援には結びつきにくい状況にある。このため、産科での対応において精神的なケアが大切である。警察等においては、被害者に寄り添っていく対応を行うため、専門相談員やソーシャルワーカーの養成も重要である。

また、72時間以内の「緊急避妊対応処置」ができることなど、医療的な知識に関する啓発も必要である。

c. 妊娠期から養育の意識が低い場合、支援が届きにくい [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、妊娠期から養育への拒否感が見られるケースがあった。

ゆりかご事例では、思いがけない妊娠などの場合、子どもの養育に対する意識が低いことが多く、支援の対象になりにくい状況が見られた。

このため、親が養育の意識が低い場合には、市町村保健・福祉担当者が妊娠期から積極的に出向いていくことも必要である。例えば、現在、市町村での実施が求められている「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問時期の前倒しやプレネイタルビジッ

ト（出産前小児保健指導）の確実な実施などが考えられる。

また、妊娠婦健診を受診していない場合には、受診料の無料化等公的補助が強化されたことを機会に、受診を促す環境づくりが必要である。

④ 障がい児を出産した親の支援に関する課題

○ 障がい児を出産した親への支援について

a. 医療機関での障がい児の出産・養育への支援が不足している〔課題〕

- ◇ ゆりかご事例では、障がい児が預け入れられた事例が複数あった。
- ◇ 出産した子に障がいがある事実を受け入れられず、養育を拒否する親や家族が見られた。

障がい児の預け入れ事例を見れば、我が子に障がいがあることを受け入れることができない場合、養育に拒否的になることが考えられる。出産直後の不安定な精神状態で障がいの宣告を受けることでトラウマになることもある。告知や支援が親を励ます方向にあることが多く、親の不安や親の困難さが表現されにくくなっている危険性がある。医療機関では障がい受容の困難を表現できずに、ゆりかごに預け入れに来ている状況にある。中には、医療機関では「しっかりした親」と受け止められていたケースもあった。

このため、医療機関等において、適切な告知の時期や伝え方を考慮すると同時に、医療機関にいるうちに不安や困難さを表現させ、支援に結びつける必要がある。周産期医療および乳児医療において、障がい等の問題に関するカウンセリングやソーシャルワークが提供される必要がある。

また、親（家庭）によっては、障がいを受け入れられず自信が持てない時期があることや継続的に不安を持つこともある。このため、周囲の者や社会がどれだけ理解し、支援するかが重要であり、周産期医療において、親の会など支援が得られる者との結びつきをつくることなど、地域につなげていくまでの支援や心のケアのために、ソーシャルワーク機能の強化が求められる。入院中からの連携のもと、退院後、市町村において、速やかに家庭訪問することも重要である。

b. 障がい児の養育と支援等が十分理解されていない〔課題〕

- ◇ 親族一同で相談したうえで、ゆりかごを利用している事例があった。

障がい児を預け入れる場合、わが子に障がいがあることを受容できない場合や障がいに対する理解が不足していることが要因としてある。そのような場合には、負い目もあるのか自己の行為を正当化する場合もある。こういう事例の場合は、何らかの手立てをしないと、結果として倫理観の劣化を招く懸念がある。子どもに障がいがあることを理由とする預け入れ事例を放置すれば、障がい児に対しては養育の

拒否姿勢を支えることになってしまい、障がい児のゆりかご事例が増加する懸念がある。

このため、障がい児出産の場合、一般的には医療機関での出産がほとんどであることから、相談機関での援助や養育に係る手当など支援策もあるということを積極的に伝えることも必要である。

障がい児が持つ豊かさの教育を充実するとともに、障がいのある子どもを抱えて愛情をもって困難な中で一生懸命育てている人のことも考えて、適切な対応をする必要がある。また、障がい児の受容に関しては、親のみではなく、家族への教育や支援を行う必要がある。

⑤ 出産そのものへの支援に関する課題

○ 母子の安全確保、緊急保護について

a. ゆりかごに預け入れる前段階で母子の生命・安全が懸念される [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、出産した場所が判明した事例の中で、一人での自宅出産や車中出産が約3割(34.9%)見られた。病院相談事例でも、同様の事例が見られた。
- ◇ 妊娠期の支援やその後の制度が一般にあまり知られていない。

ゆりかご事例で多く見られた一人での自宅出産や、ゆりかごに預け入れに行く途中に車中で出産するという行為は、母体と子どもの命を危険にさらすものであり、双方にとって憂慮すべき状態である。また、不測の事態が起きないとも限らない。

このため、こうしたことや自宅での準備のない出産は極めて危険であり、それ自体が児童虐待に当たる場合があることに考慮して、行政や医療機関などにおいて機会をとらえて、一般に対して強く注意喚起をすべきである。

また、母子の安全を確保するため、妊娠中そこに駆け込めば相談にのってもらえ、その後の対応を行う「駆け込み寺」のような施設が必要と考えられる。さらに、事前の相談体制を充実することに伴い、遠隔地からの相談事例において緊急の出産に対応しなければならないことも考えられるため、周産期医療機関の全国ネットワークを構築する必要がある。

併せて、母体の保護と子どもの健康・安全を確保する観点から、フランスをはじめいくつかの国でも制度化がなされている「匿名で出産できる仕組み(匿名出産)」を導入する是非についての議論も必要である。ただし、匿名出産を行政処分で行う形になれば、システムとしてつくっても利用されない懸念もある。

○ 出産費用など経済的な問題への対応について

b. 出産についての経済的な支援が十分でない [課題]

◇ 病院相談事例で、経済的に困窮して相談に至る事例があった。

出産にはまとまった費用が必要であるが、妊娠中の定期健診も含め、出産費用など経済的な負担について、相談が寄せられる事例も多い。

このため、出産や妊婦健診への補助制度の充実または無料化などを進める他、低所得者に配慮して、出産前後の生活支援も必要である。

なお、出産費用への助成については助産制度があるが、福祉事務所が行政処分として決定を行うので、匿名性は担保されない。例えば、産科の病院や診療所をあらかじめシェルターとして指定しておいて、匿名で助産が受けられるような仕組みを検討することも必要である。

⑥ 妊娠期からの支援体制の広報・周知

○ 妊娠・出産にかかる支援体制の広報について

a. 妊娠期の支援やその後の支援制度が一般には知られていない〔課題〕

◇ ゆりかご事例や病院相談事例では、妊娠期の支援や子どもの社会的な養護の制度について、あまり知られていない状況にあった。一方で、きょうだいが児童養護施設に入所している事例、福祉関係者であった事例が見られた。

ゆりかご利用者や病院への相談者には、児童福祉施設への保護や特別養子縁組制度を知らないケースも多く見られた。一般の人にも、各種出産支援制度や社会的養護に対する認知度が低い状況にある。また、周産期医療機関で働く人が福祉の制度を知らないこともある。

このため、出産支援制度に関する多様な情報を提供するとともに、児童福祉の制度や特別養子縁組制度を積極的に広報すべきである。特に、産科医や小児科医、周産期にかかる看護師や助産師等は、児童福祉制度と子どもの権利に関する知識を持つことが必要である。

b. 妊娠にかかる支援制度等が、教育現場を通じては伝わりにくい〔課題〕

◇ 妊娠・出産の支援施策や児童福祉制度について、学校で学ぶ機会が少ない。

中学生や高校生が親に隠れて妊娠している場合など、若年での出産の事例では、妊婦健診の受診や母子健康手帳の交付という発想自体、全く念頭にもないことがある。

このため、中学生、高校生に対しては、胎児の時から健診をしないと無事な出産につながらないというリスクに関する情報を提供することや、男女ともに親になるための教育に早くから取組むことが求められるが、これには学校との連携が必要である。さらに、平成21年4月施行の改正児童福祉法の中で、要保護児童対策地域

協議会は妊娠期から対応できるともされており、要保護胎児として早く支援に結びつけるということについて、各地域、地域で伝えていくことはもちろん、特に学校の教員も含めて啓発していかなければいけない。

(3) 社会全体での取組に関する課題

① あらゆる世代への教育の徹底に関する課題

○ 若年期からの段階に応じた教育について

a. 若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足している [課題]

◇ 病院相談事例では、10代未婚女性の妊娠の事例が多く見られる。また、出産予定日直前や出産直後などのせっぱ詰まった状況で相談がなされ、緊急対応が必要な事例が少なくなかった。

地域的なつながりが薄れる中、妊娠・出産・養育という現象を見聞きすることなく大人になる人が大半である。妊娠しても放置して出産に至ったり、出産後の育児に対する責任感が希薄なこともある。

このため、すべての青少年が結婚・出産・育児について、基本的な知識を学ぶことが不可欠である。具体的には、学校において「命を大切にする教育」を充実することが考えられる。その際、学齢期に応じた適切な教育を行うことが求められる。妊娠した若者に対して相談機関があるという情報が到達するような対策が必要である。

例えば、以下のようなことが考えられる。

ア. 命に触れ、関わる体験をすること（幼児、小学生）

イ. 命の誕生の仕組みを知る（義務教育のうちから乳幼児と触れ合う経験を持たせ、赤ちゃんの現実感を実体験させる）（小学生）

ウ. 性、妊娠、育児についての基礎知識を学ぶ。性病や避妊についても正確な情報を伝える。学校を通じて困った時の相談機関を知らせる（中学生、高校生）

○ すべての世代の親への啓発について

b. 中高年代の母親でも子どもの養育の意義の理解が不足している [課題]

◇ ゆりかご事例では、母親の年齢が判明している中で、30代、40代の母親の利用が約3割（33.3%）であった。（幅広い年代にわたっている）

ゆりかごでは、中高年の年代の母親の利用も少なくない状況にある。また、子どもの祖父母や、対人援助職といった社会的な立場にあるものが、世間体を気にする

あまりに、ゆりかご利用を誘発している状況にある。

このため、10代だけでなく、30代、40代の親たちに対しても、親の責任や命の大切さなどを、改めて教育・啓発していく手法を考えていく必要がある。また、家族計画等、避妊等に関する教育的アプローチも必要である。さらに、対人援助職なども含めたあらゆる層に対して、児童福祉思想の啓発が必要である。

○ 男性・父親の責任と役割

c. 妊娠・出産に対して男性が当事者意識を持っていない [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、男性が一人で預け入れに来た事例や父母と見られる男女が一緒に預け入れに来た事例があった。病院相談事例では、夫・パートナーからの相談が全体の7.6%であった。
- ◇ 出産後実父がいなくなった事例、自分が父親であることを否定する男性、母とともに困難を乗り切ろうとしない実父、避妊を嫌がった挙げ句にこれによって生じた事態の責任をとらない実父など、男性の側にも問題がある事例が多く見受けられた。

ゆりかご事例、病院相談事例ともに、女性が相談者となることが多いが、男性が責任を取らないことが母子を苦しめる結果につながっている。また、通常の遺棄では、父親がそれを知つて容認した場合、遺棄罪の共犯に問われる可能性があるが、ゆりかごの場合は警察の判断がなされないため、父親の責任が問われない状況であり、責任を感じる機会がないということが考えられる。ゆりかごという存在が、父親を罪に問わないという免罪符の役割を果たしている面がある。

このため、男性に対して、妊娠・出産・養育の問題は男性の問題でもあることを認識させる必要があり、そのことについて男性の自覚を促すとともに、社会に強く訴えていく必要がある。

② 社会の意識の改革に関する課題

○ 戸籍の問題

a. 戸籍に痕跡が残ることで、相談や支援に結びつきにくい [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、「戸籍が汚れる」と訴え、社会的な目を気にする例が見られた。

戸籍制度は日本独特のものであり、長所と短所がある。生まれた子どもを把握する根拠になることが長所であるが、一方、戸籍が後まで残ることで「戸籍の傷」が子どもを認めないと影響しているという状況がある。思いがけない妊娠をした女性が訴える「戸籍が汚れる」という感覚は、日本社会独特のものであろうが、名前を持つ権利、戸籍を持つ権利は、子どもに保障された権利であり、結果として、

保護者はそれを行う義務がある。ゆりかご事例では、就籍は義務であるにも関わらず、その自覚がないものも見られた。この点からすると、ゆりかご事例の子どもは、大きな不利益を被っている状況にある⁽¹²²⁾。

このため、戸籍制度を子どもの権利の観点から見直す議論を開始する必要もある。

○ 非嫡出子（婚外子）への偏見の解消

b. 非嫡出子（婚外子）に対する社会の偏見がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、非嫡出子（婚外子）の事例が複数見られたが、利用の背景には、社会的な目を気にする例が見られた。

ゆりかご事例では、非嫡出子（婚外子）の事例が複数見られたが、利用の背景には、社会的な目を気にする例が見られた。深刻な問題を抱えた人に対する社会の眼が温かくない現状がある。

このため、未婚の母親や非嫡出子（婚外子）に対する社会的な偏見の解消に向けた努力が必要である。

○ 地域での子どもの見守りの大切さ

c. 地域から孤立した状況にあり、地域との関わりが薄い [課題]

- ◇ 多くの事例が、地域から孤立した状態にあり、親族の手助けも乏しい。孤立した家族、孤立した親子の事例が多い。
- ◇ ゆりかご事例では、妊娠・出産およびその後の状況を地域が把握することで親を把握できたケースがあった。
- ◇ 一方、児童相談所が関わっている家庭でも、ゆりかごに預けられて始めて関係機関が出産を認識したケースもあった。

ゆりかご事例では、地域から孤立した事例が多く見られた。

このため、出産・育児が困難な家庭に関しては、地域における十分な見守りが必

(122) ゆりかごの子どもは次のような不利益を被っている。

ア. 生みの親が出てこない場合、特別養子縁組などを結ばない限り、子どもは「単独戸籍」であり続けること。

イ. 成長して出自をたどれば、戸籍の本籍地の記載内容から、ある程度自分自身が置かれた境遇について類推がつくこと（子どもに対する真実告知については、適切な時期に適切な者から受け取ることが望ましい）。

ウ. 既に就籍されており二重戸籍となった場合、戸籍の抹消等の手続きが必要なこと。

なお、現在のシステムでは、病院や産院で生んでも親が出生届を出さなければ子どもは戸籍上存在せず、子どもにとって必要なケアが受けられない。これは子どもへのシステムによる権利侵害である。出生証明書が役所に届けられ、親の出生届と照合される必要がある。

要である。また、親が出生届を出すだけではなく、出産機関（医療機関または助産所）からすべての出産を市町村に届ける制度が必要である。こうしたことにより、生まれた子どもを全数把握して、必要なケースに早期の支援を行うべきである。さらに、乳幼児期から高齢期まで地域の中に入々が交流し、支え合う場と機会を復活することが大切である。特に、地域での妊婦や赤ちゃんと手助けする人々の集まりなどは有効と考える。具体的には、親子の特性に合わせた資源・サークル等の紹介・誘導、かかりつけ保育所・子育て支援市民などが考えられる。

○ 児童相談所が関与していた事例の検証と社会への情報発信

- d. 公的機関に相談しても、場合により適切な援助が得られないことがある
[課題]

◇ ゆりかご事例では、親の居住地域の児童相談所が関わっていた事例や、妊娠中に一度養育相談を受けている事例があった。

ゆりかご事例では、親の居住地域の児童相談所などが関わっていた事例があった。このため、児童相談所が関与しながらゆりかご利用となるような事態の再発を防止するために、児童虐待による死亡事例と同様、関係した都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市において、「子どもに重大な影響を及ぼしたケース」として、「なぜ親がゆりかごに預けることまでになったのか」というその要因を徹底して検証すべきである。また、検証結果を個人を特定しない形で社会に情報発信していくことが重要である。

2. ゆりかごの運用面と対応における課題

ゆりかごの直接的運用は設置・運営を行う慈恵病院が対応し、ゆりかごの利用があつた後の子どもへの対応は児童相談所などの公的機関にバトンタッチする形になっている。運用面の課題については、特にその後の子どもの人権や福祉の観点などから、さまざまな意見があつた。主なものを整理すれば、次のとおりである。

(1) 慈恵病院での対応における課題

① 施設の運用面、初期対応での課題

○ 慈恵病院の運営会議での点検について

a. 安全確保を第一に施設運営がなされている [評価]

◇ ゆりかごの施設運営にあたっては、病院において、安全確保を第一に、個別事例についてカンファレンスを行い、組織的な対応がなされている。

病院では、インファント・ウォーマーやシステムなどの機器の作動保守点検を1日3回行うなど、保守管理に万全を期している。また、ゆりかご事例について、定期的(1か月に1回)に院内で運営会議を開催する他、事例が発生した都度、臨時運営会議を開催し、運営・対応における問題点や課題の抽出と対応策の検討が行われている。さらに、相談事例についても、緊急対応や緊急面談を行ったものについては、ゆりかご事例と同様、ケースカンファレンスを開催し検討を行うなど、組織的な対応がなされている。

ただ、いたずら防止の立て看板がゆりかごの扉をふさぐ位置に設置されていることや、ゆりかご近くの職員の通用口利用のために夜間に照明が自動点灯することについては、子どもの安全確保に万全を期す観点から、今後工夫や改善が必要ないのかを検討することが望ましい。

○ 運営体制と運営にかかる費用について

b. ゆりかご事例への適切な対応がなされている [評価]

◇ ゆりかご事例への対応にあたっては、事前の相談業務も含めて、マニュアルに沿った適切な対応がなされている。

ゆりかごについては、基本的には2名の職員が初期対応にあたり、その後、定められたマニュアルに沿って、関係機関への連絡を行うなど、慎重かつ丁寧な運用・

対応がなされている。

預け入れられた際、医学的検査の一部がなされなかつた事例が発生しており、今後は、マニュアルと取り扱いのルールの共有を徹底し、必要に応じて見直しを行うことなど、子どもの預け入れ体制に万全を期す必要がある。

費用面では、ゆりかごの運用関係で年間約350万円を要している。さらに、相談対応においても、3人の相談員（助産師）の輪番による24時間体制で対応し、緊急対応も含めた相談体制がとられている。相談関係で年間800万円を要しており、ゆりかご全体の運用に対して、人的にも経済的にも相当の資源が投入されており、今後の安定的な運営が課題である⁽¹²³⁾。こうしたことから、仮に、同様のゆりかご施設、相談機能が全国に広がっていく場合、体制的にもコストの面でも現在のゆりかごと同等の水準の運用ができるところがあるのか疑問がある。

○ 事前相談の呼びかけと一体的な運用について

c. 事前の相談を前面に出した運用がなされている [評価]

- ◇ ゆりかご事例、病院相談事例では、病院において、ゆりかごと相談業務の一体的な運用がなされており、かつ、相談機能を主目的とし、事前の相談の呼びかけに努めている。

病院では、できるだけゆりかごを利用する前に相談するよう呼びかけている。こうしたことから、子どもを預けたいという相談が寄せられるケースや、子どもを連れて相談に訪れるケースなどが見られた。

また、事前に相談をするよう呼びかける努力をしていることにより、ゆりかごを利用する手前で思いとどまる場合もあった。ゆりかご利用者の中にも、電話などの連絡により相談に応じるケースもあり、「ゆりかごと相談が一体となった運用」がなされている。

○ 匿名性の意味について

d. 一般には、ゆりかご利用においては、完全に匿名が保たれるとの誤解がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例においては、児童相談所が子どもの最善の利益を図るために、社会調査を行うなどの対応を行うにもかかわらず、一般的には、完全に匿名性が保たれると認識されている状況がある。

ゆりかごの構想については、「匿名で子どもを預かる」という点が印象的に受け止められたこともあり、一般的には、完全に匿名が保たれると理解されている。しかし、実際には、ゆりかご利用においては、子どもの出自を知る権利や子ども自身の

⁽¹²³⁾ 慈恵病院には、年間800万円程度の寄付金が全国から寄せられている。

最善の利益の観点から、児童相談所などは親を捜す努力をする。こうしたことから、匿名の取り扱いについて、誤解されたままで利用があつた場合、利用者と病院や関係機関との間でトラブルが生じることも懸念される。

このため、機会をとらえて、このことを周知していく必要がある。

○ 扉の表示の変更など対応方法の変化について

e. 扉の表示を変更し、できるだけ面談を試みようとしている [評価]

◇ ゆりかご事例においては、事例発生の初期対応において、扉の表示を変更し強く相談を呼びかけ、また、できるだけ保護者への接触を試みるなど改善、工夫がなされている。

病院においては、運用開始から年月を重ねる中で、それまでの実践を通じて試行錯誤を繰り返しながら、経験の積み重ねにより、利用者への対応方法に改善が加えられてきた。具体的には、平成20年12月から平成21年1月にかけて、ゆりかごの扉の表示について、相談対応を前面に出す形に変更し、1月下旬には病院のホームページの記載内容にも変更が加えられている⁽¹²⁴⁾。このように病院の預け入れに際して、相談を最優先し、匿名性は担保しながらも、できるだけ面接を試みる形に対応方法が変化している。

のことにより、結果的には保護者が確認できる事例が増えるなどの効果を生んでおり、子どもの将来を考えれば、好ましいと評価できる。預け入れる時には、一人で悩み、狭い選択しかできなかつた母親が、児童相談所や家族（祖父母）の援助を受けて、その子の将来を決めることができている。こうしたことは、日本でのゆりかご事業が行われる中の一つのステップと見ることができる。

なお、変更が加えられたタイミング以降、一時的にではあるが、ゆりかごの月毎の利用ペースが落ちた⁽¹²⁵⁾。利用事例の減少については、慈恵病院の相談業務で、従来のゆりかご事例に近い深刻な事例が増加しているように、そうした事例が相談につながつていけば望ましいが、逆に、さらに深刻な事態に向かう懸念も否定できない。

(124) 扉の表示の変更は、平成20年12月30日から「赤ちゃんになにかをのこしてあげて」から「扉を開ける前に、右側壁のインターホンを鳴らしてください」と変更された。また、平成21年1月21日から、さらに「扉を開ける前に、右側壁のインターホンを鳴らして相談してください」と変更された（14ページ参照）。また、ホームページの記載内容については、平成21年1月下旬から、ゆりかごが新生児相談室であることを強調し、まず、事前の相談をしてほしいとの説明に変えられている。また、ホームページには、児童相談所と警察に連絡することも記載されている（第1章-2-（1）ゆりかごの仕組み、12ページ参照）。

(125) 利用ペースは、平成19年5月10日～平成20年3月31日：約1.6人/月、平成20年4月1日～平成21年1月20日：約2.4人/月、平成21年1月21日～平成21年9月30日：1.5人/月と変化している。

○ ゆりかごの仕組みと運用の改善について

① 幼児の預け入れでは、子どもへの心的な影響が懸念される [課題]

◇ ゆりかご事例においては、幼児の預け入れの事例があった。このうち子どもがゆりかごに入れられたことを記憶している例があった。

ゆりかごが保護者の意思を尊重した制度になっており、子どもの福祉・権利の観点からは問題もある。特に、意思表示のできる、あるいは自我が芽生えた段階の年齢の子どもには心の負担が残る可能性がある。

このため、子どもの年齢要件をかける方法⁽¹²⁶⁾などを検討し、改善すべきである。

② 母子の身体的な安全の確保

○ 子どもの安全確保について

a. 預け入れられた以降の子どもの安全が確保されている [評価]

◇ ゆりかご事例では、子どもが預け入れられた後、病院職員がただちに保護するなど、安全面で万全の体制がとられている。

ゆりかごの運用時の課題は、熊本市が実施する短期的検証で整理されており、「子どもの安全確保などにおいてこれまでのところ問題はない」との趣旨の検証結果が公表されている⁽¹²⁷⁾。運用開始から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる事故なども発生していない。預け入れられた以降の安全確保の点では、施設の運用は問題なく行われている。

○ 母子の身体的な安全確保、健康保持

b. 預け入れられる以前で、母子の身体的な安全が懸念される [課題]

◇ ゆりかご事例では、一人での自宅出産、車中での出産など、母親が心身ともせっぱ詰まった状況で、遠方から子どもを運び込む事例が見られた。また、出産直後（1日）に預け入れられた子どもが複数いた。こうした事例の中には、生命の危険性という点では大きな問題はないものの、子どもが低体温状態で預け入れられた例、母親の健康面で懸念される例も複数あった。

⁽¹²⁶⁾ アメリカ中西部のネブラスカ州では、2008年（平成20年）7月に州法（緊急避難法）が定められたが、子どもの年齢制限をしていないため10代の少年少女を預ける親が続出し、対象とする子どもを生後3日以内に制限する内容の法改正が行われた（「赤ちゃんポスト・10歳代置き去り」平成20年11月5日、読売新聞朝刊）。

⁽¹²⁷⁾ 熊本市の検証会議は、3か月に一度の頻度で開催され、毎回、その結果が公表されている。

ゆりかご事例で多数見られた、一人での自宅出産や車中での出産は、命の安全という点でも大いに懸念がある。一人での自宅分娩時にはハサミで臍帯（へその緒）を切るなど、感染の危険もある⁽¹²⁸⁾。母親が、こうした分娩そのものや異常分娩など分娩に伴うさまざまな危険を認識していない状況がある。また、関東地方など遠方から航空機や新幹線、あるいは車を利用し、生後まもない子どもを移送する行為は、子どもの安全確保、健康の管理という観点から懸念される⁽¹²⁹⁾。

このため、ゆりかご運用にかかる問題として、預け入れられるまでの母子の安全確保を図る観点から、慈恵病院において、十分な注意喚起を行うとともに、運用上の工夫等についても検討すべきである。

（2）児童相談所および関係機関の対応における課題

① 児童相談所の初期対応

○ ゆりかご事例発生への対応について

a. 事例対応では関係機関の連携により適切な対応がなされている [評価]

◇ ゆりかご事例では、児童福祉法の通告対応等の手順に沿って、適切な対応がなされている。

ゆりかごの所在地区を管轄する熊本県中央児童相談所では、ゆりかご事例が発生するたびに、職員が昼夜を問わず直ちに現場に駆けつけ、子どもの保護を行っている。慈恵病院と熊本県中央児童相談所で十分な連携が図られるようになるまでの間、一連の初期対応において、病院からの通告が遅れるなどの問題があったが、現在は改善されている。

○ 病院相談事例での保護対応について

b. 保護事例について関係機関の連携で適切な対応ができている [評価]

◇ 病院相談事例では、子どもを一時預かってほしいと訴えて来院するケースがあった。

病院相談事例では、母子が病院を訪れ、子どもを一時預かってほしいという相談が見られた。この場合、ゆりかご事例と同様に、要保護児童として、熊本県中央児童相談所が通告を受け、適切に子どもの保護などにあたっている。

⁽¹²⁸⁾ 医学的には、臍帯の切り方で多血症になるなど心不全の危険もある。

⁽¹²⁹⁾ 熊本市の短期的検証会議（専門部会）においても同様の問題提起がなされている。

○ 緊急事例への対応

c. 遠隔地の緊急対応について関係機関との連携に苦慮している [課題]

◇ 遠隔地の相談事例で、緊急対応が必要なものがあった。

病院相談事例では、遠隔地からの相談で母体保護など緊急な対応を要するケースが見られた。慈恵病院では、こうした対応をどのような機関に依頼するか苦慮している。

このような場合、親が居住する管轄の児童相談所、女性相談センターなどにスムーズにつなぐような仕組みの検討が必要である。特に、初期緊急対応体制の整備が求められる。なお、慈恵病院の相談対応においては、遠隔地で緊急対応が必要な場合、協力機関や協力者の援助を求めるなど、個別に対応している。

○ 就籍の手続きと時期について

d. 就籍について個別の状況を見ながらの対応となっている [課題]

◇ 親が判明する場合があることから、熊本市が行う就籍について、社会調査の状況等を見ながら個別の対応がなされている。

一時保護期間や乳児院などにおいては、施設内での日々円滑な対応がなされるよう、また、子どもとの早期の愛着形成を図る観点から、早い段階での命名が求められている。一方、熊本市では、二重戸籍を排除するため児童相談所での社会調査などの状況を見極めて戸籍を作成せざるを得ない状況にある。短い場合20日程度、長くとも3か月程度で戸籍の作成が行われる。

このため、ゆりかごに預け入れられた子どもの福祉の観点から、命名については、平成21年度から関係機関で共有するルールが定められ、熊本市と児童相談所が連携し、早い段階から就籍予定の名前をつける改善がなされている。

また、就籍に関する全体の手続きについては、親が就籍に応じない場合も見られることから、子どもの最善の利益を守る観点から法的な問題点の検討を行うとともに、ゆりかご事例の個別の事情に応じた対応を改めて整理するなど、全体的な整理が必要である。

② 熊本市の対応における課題

○ 運用状況の検証について

a. 運用状況の検証については、子どもの権利の観点からも継続的な検討が必要である [課題]

- ◇ 運用状況の検証については、3か月に1回の頻度で、熊本市専門部会による短期的検証が行われている。

熊本市の専門部会の検証の目的は、ゆりかごの運用許可に際して付した3つの留意事項、すなわち、預け入れ時における、①子どもの安全の確保、②相談機能の強化、③公的相談機関等の連携についての検証と、明らかに違法な状態が発生していないかにある。ゆりかごの運用状況に関して、「刑事上では『明らかな違法性』は認められない」という判断が、これまでのところ優先されている。

今後、預け入れられる以前の安全性の確保も含めて、事例の積み重ねに応じて検証すべき項目を見直しながら、施設の運用面の検証をより一層慎重に行うこと必要と考えられる。

なお、平成22年4月に熊本市が児童相談所を設置し、子どもの預け入れられた後の対応も熊本市において行うこととなることから、中期的検証で積み上げたノウハウを引き継ぎ、預け入れ後の状況も含めた総合的な検証体制のあり方について検討が必要と考えられる。

③ 警察の対応における課題

○ 子どもに関する情報の収集について

- a. 子どもに関する情報収集がなされず不利益を被るおそれがある〔課題〕

- ◇ ゆりかご事例について、警察において、犯罪性がないと判断された場合、それ以上の情報収集がなされていない。

児童相談所による社会調査は任意の調査であり情報収集には限界があるが、子どものその後の生活を続けていくための情報を収集し、少しでも有利な状況をつくる努力をするべきである。また、親が分からぬまま、特別養子縁組を申し立てる場合、親を捜す最大限の努力を尽くさず、家庭裁判所が養子縁組を認容する判断ができるのかという懸念もある。

このため、子どもの福祉を守る観点から考えれば、犯罪捜査という観点とは別に、警察に対して、親を捜すことへの協力を求める必要がある。子どもには親を知る権利があるという大前提に立ち、親の捜索を実施できないかを考えていく必要がある。

④ 手続きの共有化に関する課題

○ 関係機関、他県の児童相談所等との認識の共有について

- a. 個別の事例毎に対応せざるを得ない状況にある〔課題〕

- ◇ ゆりかご事例では、運用開始前に協議がなされ、関係機関（病院・熊本県・熊本市）で一定の手続きが共有されているものの、事例ごとに状況を見ながら対応せざるを得ない。

ゆりかごへの対応については、慈恵病院、熊本県、熊本市において、運用開始前に手続きの確認を行っているが、委託一時保護、就籍、措置、ケースの移管など、個々の事例の手続きの進め方については、個別に検討しながら対応せざるをえない状況にある。また、警察において事例ごとに事件性の有無の判断を行うことになっているが、熊本県中央児童相談所などにとっては、その判断がいつの時点で確定するのか不明であり、またその判断基準が明確でないといった受け止め方もある。さらに、親が判明し居住地を管轄する児童相談所にケース移管を行う際、その費用をいずれの相談所が負担するかについて、各児童相談所間で見解が分かれ、個別に協議を行い決定している状況にある⁽¹³⁰⁾。

このため、ゆりかご事例に関しては、児童福祉法に基づいて社会的養護の仕組みの中で取り扱っていくことについて、他都道府県の市町村や児童相談所関係者などに理解、認識の共有を求めていく必要がある（例えば、親の居住地にケース移管を行う際、移管先の児童相談所との十分な連携が必要である）⁽¹³¹⁾。

また、対応の蓄積として手続きをルール化する必要がある。ゆりかごが広域的に利用されていること、また、将来的にゆりかごが広がるような場合も想定し、国も関与して、改めて対応のルールづくりを進めていく必要がある。

（3）利用状況などの公表（情報の公開）に関する課題

① 対外的な公表とマスメディアの報道に関する課題

○ 子どもの人権と福祉に配慮した報道

a. 個別事例の報道は子どもの利益の観点からは懸念される〔課題〕

- ◇ ゆりかご事例では、ゆりかごの個別事例に関して、平成19年度はマスメディアの報道が相次いだ（ただし、平成20年度以降、マスメディアによる個別報道はなされていない）。
- ◇ ゆりかご事例では、ゆりかご利用者の周辺の者が、子どもがいなくなったこと

⁽¹³⁰⁾ 身柄付きの移管となるが、移管先児童相談所が負担する場合、移管元（熊本県中央児童相談所）が負担する場合、両者の中間地点で引き渡す場合（移管先と移管元が折半）がある。

⁽¹³¹⁾ 各都道府県での理解と協力を求めるため、全国知事会・知事会議（平成21年7月14日、三重県で開催）、全国知事会次世代育成支援対策特別委員会・委員会議（平成21年6月29日、東京都で開催）などの場で、当検証会議中間とりまとめ（平成20年9月8日）について内容の説明が行われている。

を不審に思い、ゆりかごに関する個別事例の報道を見て、熊本県中央児童相談所に問い合わせてきたことによって、親が判明した事例があった。

平成19年度は、個別事例に関して報道が相次ぐ状況にあったが、このことによつて、個人が特定される可能性が高まることになり、子どもの人権と福祉を守る観点から、また、その後の子どもの平穏な生活と人生を送ることを保障する観点からは、憂慮される。

このため、子どもの人権・福祉に配慮した報道が望まれる。同時に、ゆりかごの関係機関においては、「さらなる情報管理の徹底」が求められる。また、ゆりかごに残された親からの手紙の中には、「子どもを預け入れたことを報道してほしくない」という趣旨の内容もあったが、こうした「報道されないことを願う親の気持ち」にも配慮する必要がある。

なお、個人情報という観点からはマスメディアへの情報流出には問題があるが、全国の関係機関に何らかの方法で、年齢や預け入れられた時期などの情報が伝わることにも、福祉的調査にとって意味がある場合もあると考えられる。

○ マスメディアの報道と利用の関係

b. 報道が新たな利用を呼ぶという状況があった [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、ゆりかご利用者は、報道を見てゆりかごの存在を知ったという者が大半であった。また、友人に聞いてゆりかごの存在を初めて知ったという者も少数いた。

ゆりかご事例では、平成19年度は個別事例に関する報道が相次いだが、こうした報道やインターネット掲載によってゆりかごの存在が広く知られ、新たなゆりかごの利用を呼ぶといった傾向も否定できなかった。一方、ゆりかごの個別事例が報道されたことによって、親の判明につながり、子どもの出自を知る権利が守られた事例もあった。また、平成20年度は、個別事例に関する報道がなかったが、平成19年度の17件を上回る25件の利用があった。さらに、利用状況の公表が行われた時期には、病院への相談件数が増加するなどの状況が見られた。

このため、今後とも、子どものプライバシーに配慮した報道が望まれるとともに、相談業務と一体となった新生児相談室として運用されていることも含めて、ゆりかごの設置・運用の趣旨がより理解されるような形での報道が望まれる。

○ 今後の利用状況の公表について

c. 公表の頻度や時期については今後も検討が必要である [課題]

- ◇ ゆりかごの利用状況の公表については、現在、1年に1度、個人が特定されないよう配慮した形で行われている。

ゆりかごは、結果的に社会資源を使う形となっているため、利用状況を何らかの形で公表することが必要であり、その公表をもとに社会的に改善のアイディアなども得ることができ、また、透明性を保つことができる。しかし、過度の公表は匿名性を侵害し、匿名相談をしにくくする危険性もある。

このため、匿名性を担保しながら、また、子どもの最善の利益を損なわないよう、必要な範囲での公表が望ましいと考える。ただ、個々のケースを見ると、その内容のどこまでを社会的に公表すべきか、公表することができるかという問題が依然として残っている。平成22年4月に熊本市児童相談所が設置されることもあり、本最終報告で明らかにした内容も踏まえながら、公表の時期や今後どのような項目を公表すべきか検討が必要である。

② 専門機関への情報の提供、情報の交換に関する課題

○ 専門機関等への情報の提供

a. 児童福祉関係者にもゆりかごに係る課題等が認識されていない [課題]

◇ ゆりかご事例では、子どもの人権と福祉を守る観点から、これまで背景などの情報が公表されていなかったため、全国の児童家庭相談関係者に、現状が知られない状況にある。

児童相談所関係者や都道府県・市町村の児童福祉、母子保健関係者にも、ゆりかごの利用状況などが十分に認識されていない。

このため、全国の児童相談所や母子保健などの現場で働いている保健師に対して、妊娠・出産・養育に関して、ゆりかご事例の背景に見られるような深刻な問題が現実に少なくないことについて、情報発信をしていくべきである。また、児童相談所や市町村の保健・福祉部署など対応の最前線にある専門家集団に限定する形で、ある程度のゆりかごの利用実態について情報を提供することを考えるべきである。ただ、その際、情報の管理の徹底が課題となる。

3. 頂け入れられた子どもの援助に関する課題

ゆりかごに子どもが頂け入れられた以降は、児童相談所での対応が中心となるが、社会調査の実施と必要性、ゆりかごの匿名性と親が名乗り出てきた場合の対応に関して、さまざまな意見があった。子どもの健全な成長に関する課題については、引き続き今後の経過を見ていく必要がある。主な課題は、以下のとおりである。

(1) 児童相談所での保護・援助における課題

① 子どもを保護した以降の対応についての課題

○ 児童相談所が行う社会調査について

a. 児童相談所では社会調査を実施するが、そのことに関する十分な理解が得られていない [課題]

◇ ゆりかご事例では、子どもに適切な援助を行うために、児童相談所が社会調査を実施することが、理解されていない傾向があり、理解を求めていく必要がある。

児童相談所が社会調査を行うことについては、これまで熊本県から公式の場⁽¹³²⁾で説明されている。現行の児童福祉制度では「子どもの最善の利益」を守る観点から、できるだけ親や家庭の状況の把握に努めることは基本原則である。また、引き取りに至らなくても、調査の過程で子どもの手がかりが得られ、子どもに関する情報の蓄積がなされるため、社会調査を行うことは必要と考えられる。できるだけ多くの調査結果が得られるためには、関係機関の協力が必要である。

このため、社会調査を実施することについては、さらに十分周知・理解を広めていくことが必要である。特に、守秘義務⁽¹³³⁾や個人情報保護に関しては、ゆりかご事例の児童は、遺棄された児童、つまり児童虐待と同じ取扱いになることから、個人情報保護法の例外規定に該当すること⁽¹³⁴⁾を明確にして、医療機関を含めた一般

(132) 平成19年5月29日に実施された熊本県知事定例記者会見など。中間とりまとめでも明記。

(133) 刑法134条(守秘義務)：医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあったものが、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得たことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(134) 個人情報保護法第23条(第1号第3号)：個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(一、二号略)

三 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

の機関に対して、調査に協力できることを周知する必要がある。

b. 児童相談所の社会調査は任意であり、限界がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例について、親が判明したケースの大半は、預け入れ後の親からの病院への連絡や相談、他県の児童相談所や医療機関からの連絡・照会などである。一児童相談所の社会調査だけでは限界がある。

一地域の児童相談所による社会調査は、社会調査開始のきっかけとなる情報が不足しているうえに、強制力がなく限界がある。

このため、今後は、子どもの最善の利益を図る観点から、警察においても、犯罪捜査と関わりなく、調査がなされるよう連携・協力を求めることが必要である。

また、ゆりかごの個別事例に関しては情報管理の徹底が求められるが、全国の児童相談所にゆりかご事例の属性などの情報を流して、広域的に社会調査を行う、広域情報システムの構築が必要である。具体的には、システムによる呼びかけに対して心あたりの児童相談所が反応するなどの仕組みである。なお、こうしたことは転居の場合も利用できるものである。

○ 記録や遺留品とその保存・保管について

c. 遺留品などの保存等に万全を期す必要がある [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、51事例のうち36事例について、親からの遺留品が残されていた。遺留品は子どもにとって親を知る手がかりとなる。

衣服、手紙などの遺留品が残された事例が多くあったが、遺留品や当時の記録は、その後の子どもの養育を安定的に行うための、子どもにまつわる貴重な手がかりや情報であり、子どもにとって、自分と親を結びつける極めて大切な資料である。

このため、できるだけ遺留品を残していくような呼びかけを続けていくとともに、残された遺留品や当時の記録の保存・保管に万全を期す必要がある。保管にあたっては、児童相談所が責任をもってリストを作成し管理を行い、散逸しないよう、子どもの養育先の施設や里親に引き継いでいくことが重要である⁽¹³⁵⁾。

なお、残された手紙などに記載されたことが事実とは限らない面もあるが、背景には罪悪感や申し訳ないと思う気持ちが感じられるものも少なくない。親から連絡があった場合には、この相反する感情を是認し、向き合うことが必要である。この気持ちの揺れ、心の揺れにしっかりと向き合うことが、子どもの出自にまつわる手がかりを引き出すこととなり、また引き取りにもつながっていく可能性がある。

(135) 遺留品の保管と引き継ぎについては、児童相談所において、そのルールの取り決めがなされている。

② 子どもの措置等にあたっての課題

○ 入所措置・養育について

a. 子どもの情報がないため、措置や養育において苦慮がある [課題]

◇ ゆりかご事例では、子どもに関する情報がないまま、援助方針の決定、措置、施設等での養育にあたっている。

熊本県中央児童相談所においては、子どもの生後日数や健康状態に応じて医療機関への委託一時保護を行うなど、個別の状況に応じて適切な対応を行っているように、事例ごとに柔軟な対応が求められている。その後、子どもの年齢や状況に応じて、乳児院や里親などへの措置を行っている。ただ、子どもを受け入れた乳児院などでは、子どもの保健・医療に関する情報や親の状況が分からぬ形で措置されることから、養育にあたり苦慮するとの意見がある⁽¹³⁶⁾。

このため、子どもに関する情報や状況の共有についても、児童相談所と乳児院・里親が連携を密にしながら、養育にあたっていくことが求められる。

○ 親が判明した後のケース移管について

b. ケース移管に際して、他県との協議に時間を要することが多い [課題]

◇ ゆりかご事例では、親が判明し、居住地の児童相談所にケース移管する際、手続きに時間がかかる場合があった。

ゆりかご事例では、親が判明し、家庭引き取りとなったものや、合意のうえで居住地の施設入所となったものがある。県外の児童相談所とのやりとりにおいて、ゆりかごに預け入れられた子どもの援助について、「いったんゆりかごに預け入れたのだから、その後も熊本県で対応すべきだ」といった対応が見られた。また、移管予定先の乳児院の空きがなく、待機となるという状況もあった。こうしたことから、保護者が判明してから身柄付きでの移管に至るまでに、比較的時間がかかる場合が多い。

このため、都道府県をまたぐ手続きについては、将来的には国が関与していくことを検討する必要がある。

(136) 医療情報、特に予防接種については、中央児童相談所において、その取扱い方針が決められている。

③ 広域的な利用にかかる課題

○ 広域的な利用と国の関与について

a. ゆりかごの問題は一県で対応できる事柄ではない [課題]

◇ ゆりかご事例では、広域的な利用がなされている。しかし、県内措置の場合、熊本県のケースとして、費用面・人的な面も含めて対応している。

ゆりかごについては、県外の各地域からの利用が続いている、熊本県だけで子どものその後の人生まで担うことには限界がある。具体的には、熊本県内乳児院の入所児童数の増加、費用負担の増加⁽¹³⁷⁾、児童相談所の人的体制の問題などの点がある。ゆりかご対応に伴い熊本県が負担している費用は、児童相談所における人的な体制の他、子どもの保護・援助にかかる措置費等として、運用開始以降、平成21年9月30日までの間の利用事例にかかるものが約1億3000万円となっている。また、県内の乳児院⁽¹³⁸⁾の定員は合計60名であるが、ゆりかご利用件数が累計10件をこえた時期から、その時々の各施設の空き状況を見ながら入所措置を行う状況にあった。さらに、他県にケース移管する場合も、移管先の施設の空き状況を見ながら移管せざるを得ないこともあった。

全国的に妊娠・出産に関して対応すべき深刻な問題が伏在していると見られること、また、全国に広がっていく可能性があることを考えれば、将来的には、国の政策的な対応と関与が必要である。例えば、児童自立支援施設については、すべての都道府県に設置されている他、都道府県で対応できない困難な事例に対応するため国立の自立支援施設が2か所設置されているが、こうした国の支援のための拠点機関も検討する必要がある。

(2) 子どもの健全な成長の確保に関する課題

① 乳児院、里親などでの適切な援助における課題

○ 施設等での子どもの養育について

a. 養育するうえで予想できない難しさがある [課題]

⁽¹³⁷⁾ 措置費については国1/2、県1/2負担となっている。熊本県における平成19年度の児童養護施設の措置費の実績額は一人当たり月額20~30万円、乳児院については一人当たり月額60~70万円。

⁽¹³⁸⁾ 熊本県内の乳児院は3か所である。平成21年10月1日現在、3か所合計の定員60名で現員56名である(入所率93%)。

- ◇ ゆりかご事例では、預け入れられた子どもについて親が判明しない場合、県内の乳児院などの施設や里親のもとで、子どもに関する情報がほとんどないまま養育せざるを得ない。

匿名の場合、子どもに関する事前の状況が把握できないまま子どもを養育していくこととなる。このことにより、その後、施設や里親において、子どもを養育していくうえで、支障や困難が出てくることが懸念される。

このため、児童相談所などの十分な支援が必要である。

○ 幼児事例への対応について

b. 幼児の養育については、難しさがある [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、幼児の預け入れ事例が複数あった。

幼児の預け入れのケースがあった。今のところ成長について問題はないが、幼児については、ゆりかごに置かれたことが記憶に残っており、その後の援助において心理的なケアを含めて相当の配慮が必要である。

このため、今後、児童相談所においても、長期的に観察をしながら慎重に対応していく必要がある。また、子どもが健やかに成長していくうえでは、なにより地域社会を含めた周囲の温かい理解が求められる。

② 子どもの人生についての課題

○ 子どもへの真実告知のあり方について

a. 前例がないため告知などにおいて対応にちゅうちょする [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、預け入れられた子どもについて親が判明しない場合、乳児院、児童養護施設、里親、あるいは特別養子縁組など、子どもの最善の利益を考えた対応がなされる。

匿名でゆりかごに預け入れられた場合、社会調査をしても親が判明しないと、子どもは自分の出自が不明なまま成長していく。こうしたことから、養育上、対応に苦慮することも予想される。

このため、真実の告知（事情説明）の責任者、時期、内容、方法など、従来のケースと同様でよいのか、ゆりかごを介在したことの伝え方など特別の配慮が必要なのか、あらかじめ専門的見地から検討を行い、備えておくことが必要である。また、退園後、子どもが自分の情報を求めてきたときに、どのような対応をするのかの検討も必要である。

○ 子どもが歩む人生の曲折について

b. ゆりかごの子どもは安定的な生活が保障されにくい [課題]

◇ ゆりかご事例では、預け入れられた子どもについて親が判明しない場合、子どもにとって不利益な状況がある。

預け入れられた子どもは、出自を知る手がかりがなく、命だけが救われた後、アイデンティティの危機感などを抱え人生を歩まなければならない可能性もある。また、親が判明した場合でも、ゆりかごに預け入れられた子どもは、その居所が転々とする結果となり⁽¹³⁹⁾、不安定な生活を送る懸念がある。

このため、このことを周囲の者が十分に理解するとともに、できるだけ安定した生活が確保できる方策を検討していく必要がある。

(3) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題

① 里親制度に関する課題

○ 里親制度の充実、見直し、広報について

a. 里親制度が一般的にはあまり知られておらず、普及していない [課題]

◇ ゆりかご事例、病院相談事例では、里親制度について、制度そのものが知られていなかつたり、特別養子縁組制度と混同され両者の制度が十分に理解されていない状況がある。

わが国では、諸般の事情により児童相談所が保護している子どもの大半は、乳児院や児童養護施設などの施設で養育され、里親制度などの利用は少ない。ゆりかごに預けられた子どもを家庭で養育する制度の積極的な活用の道を開くべきである。なお、里親制度については、国において、社会的養護のあり方の検討の結果、改正児童福祉法等により平成21年4月から、里親の区分の明確化、養育里親への手当の増額など見直しが行われた⁽¹⁴⁰⁾。しかし、全国的に見ると、里親への登録数、子どもの養育委託数は低い状況が続いている。

このため、制度の充実を図る必要があり、例えば、里親に専念できるような方向を考えることが必要である。また、専門里親の拡充を図るとともに、親族里親について要件の緩和を含めて拡充を図るべきである。併せて、里親制度の周知・広報を行うことが必要である。

⁽¹³⁹⁾ 一般的には、自宅～慈恵病院～熊本県内の乳児院～自宅のある地域の乳児院～里親または養子という流れが考えられる。

⁽¹⁴⁰⁾ 里親制度については、平成21年4月から、①里親区分の見直し（養育里親を養育里親と養子縁組希望里親に区分）、②手当の増額、③研修の義務化など大幅な見直しがなされた。

なお、新生児里親委託も愛着形成に有効と考えられ、里親に対する支援とセットで広げていくことが必要である。

② 特別養子縁組に関する課題

○ 現行制度の周知について

a. 特別養子縁組制度があまり知られていない [課題]

- ◇ ゆりかご事例、病院相談事例では、特別養子縁組制度の内容が知られていない状況が見られた（戸籍上は一見して分からないようにになっていることなど）。
- ◇ ゆりかご事例、病院相談事例では、特別養子縁組を希望する例があるが、縁組が子どもにとってどういう意味を持つのかまで、考えが至っていない。

ゆりかご事例や病院相談事例からは、特別養子縁組の希望者はかなり多いことが見えてくるが、制度の周知がなされておらず、また、縁組に出したい側と縁組を希望する側が会えることが少ない状況にある。

このため、特別養子縁組をさらに周知することが必要である。特に、特別養子縁組が子どもにとってどういう意味を持つのかについて啓発が必要である⁽¹⁴¹⁾。特別養子縁組については、児童相談所があっせんに関し必要な援助を行うことになっていること、また、民間のあっせん業者が行う場合にも児童相談所の指導の下で行うことが望ましい点など、その手続きについても十分周知を行うべきである。なお、一方で、児童相談所が主体となりあっせんを行う場合には、特別養子縁組に至るまでの期間を短縮する努力も必要と考えられる。

具体的な周知の方法としては、学校での授業に組み込むことも考えられる。また、医学部や看護学部の授業でも里親や養子縁組制度を学習していないため、学習の義務付けなど検討する必要がある⁽¹⁴²⁾。

○ 特別養子縁組の総括と評価について

b. 特別養子縁組制度があまり活用されていない [課題]

- ◇ 特別養子縁組については、制度発足から 20 年を経過しているが、児童福祉の観点からのさらなる活用が望まれる。

特別養子縁組については、制度発足から 20 年を経過しているが、平成 18 年度の縁組が認容された件数は 311 件、平成 19 年度 289 件となっており、年々減少傾向

⁽¹⁴¹⁾ 特別養子縁組に関わる立場の人の意見として、「特別養子縁組を結んだ子どもを見ると、縁組により自分のアイデンティティが失われるような感覚を持ち、心の中で次のステップを踏もうとするとき、里親制度で委託されている子どもの場合よりも心に重たいものを持っている」との指摘もなされている（平成 20 年 6 月 30 日第 3 回検証会議でのヒアリング）。

⁽¹⁴²⁾ 欧米の小児科の教科書には記載されているが、日本の教科書には記載されていない。

にある⁽¹⁴³⁾。

このため、今の時期に、これまでの実績を踏まえて、特に子どもの視点から制度を総括、評価し、必要に応じて見直しをすることが必要である。その際には、特別養子縁組をゆりかごの仕組みの中でどう位置づけるか、制度変更が必要かどうか、また、非公認養子縁組あっせん機関に対するチェック体制の整備など、事業のあり方なども含めて検討する必要がある。

○ 養子縁組あっせんのルール化について

c. 養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある [課題]

- ◇ 慈恵病院の相談事例の中には特別養子縁組となるものがあるように、妊娠に悩む場合の選択肢として特別養子縁組があるが、あっせんや手続きに関して、行政においても見えにくい実態がある。

特別養子縁組も、「要保護児童」に家庭を確保するという観点からは、社会的養護の一つと位置づけることが可能であるにもかかわらず、民間あっせん機関による場合は、その活動が広範であるがゆえに、養子となる子、養子とすることを希望する者が所在する都道府県の児童相談所には、全く情報提供がされず、見えにくい状況にある⁽¹⁴⁴⁾。一方で、マッチング等が十分でない事例について、その後のフォローもできていない状況にある。

このため、国において、あっせんのルール化を行うことや特別養子縁組にかかる実態の把握と現行通知の見直しやガイドラインの作成が必要である⁽¹⁴⁵⁾。

○ ゆりかご事例での特別養子縁組の認容について

d. 親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい[課題]

- ◇ ゆりかご事例で親が判明しない場合、児童相談所として、特別養子縁組の申立をいつの時点で行うのか、また、どのような場合に認容されるのかの判断が難しい状況にある。

ゆりかごに預け入れられた子どもで親が判明しない場合、基本的には棄児のケースと同様に、特別養子縁組の手続きに入るかどうかは、児童相談所において判断を

⁽¹⁴³⁾ 第4章－2（養子縁組の状況）の図表4-2-2「特別養子縁組の年度別受理・認容件数」を参照（67ページ）。

⁽¹⁴⁴⁾ 特別養子縁組について、離縁事例が、年間数例発生しているが、その内容について公開されていない。

⁽¹⁴⁵⁾ 里親から特別養子縁組に至る場合は、里親委託前の子どもと家庭とのマッチング、里親としての養育研修を経験して縁組がなされるため、その後のフォローも里親会等を通して実施されることが多い。

行うが、預けられた時の状況、親からの手紙、親が残していった情報などがさまざまであり、なおかつ前例がないため、相談所において次のような点で判断に苦慮している状況にある。

- ア. ゆりかご事例で、親が分からぬ場合、特別養子縁組の申請の時期の見極めがつけにくいこと。
- イ. 特別養子縁組を児童相談所で行う場合、全国的には乳児院に一度措置をして里親委託をするが、その方法を推奨するのか。また、養親と児童との愛着関係の形成、その他特別養子縁組制度が児童の福祉のための制度であることから、特に支障がない限り早期の委託を考慮すべきとの考えもある。
- ウ. 子どもの親に関する調査について、現在の調査体制で家庭裁判所の認容が得られる見通しがつかないこと。
- エ. 成立の要件⁽¹⁴⁶⁾として、実父母の同意や子の利益のために特に必要があると認められる場合となつてゐるが、個々の事例が成立の要件に該当するか不明であること。
- オ. 縁組が成立した後に、生みの親が名乗り出てきた場合、結果的に子どもが法的な紛争に巻き込まれる懸念があること。

このため、家庭裁判所に特別養子縁組の申立てがなされた場合、認容までスムーズに進むのかなど、現行の制度で十分かを検討する必要がある。例えば、ゆりかご事例で一定期間親が分からぬ場合、子どもに恒久的な家庭環境を提供するための特別養子縁組を積極的に進めるなどの対策を検討することが必要である。そのためには、仮にゆりかごを制度化する場合、警察、児童相談所の調査が一層厳密に求められることも考えられる。

一方、ゆりかごを制度化しない場合、子どもの愛着形成に不利な状況が生じないように、家裁との協議を早めに行い、適切な対応策を明示することも必要である。

○ 特別養子縁組後の養親家庭に対するサポートについて

- e. 特別養子縁組に至った場合、その後公的なフォローができにくい [課題]

◇ ゆりかご事例について、仮に特別養子縁組に至った場合、それ以降は、児童相談所として、状況の把握ができにくく、養育援助などのフォローができにくくなる懸念がある。

ゆりかご事例も含めて棄児の事例で特別養子縁組となる場合、子どもに家庭を提供するといった社会的養護の意味合いも強いが、こうした事例では、出自が全く不明であり、育っていく段階で、いつの時点で告知すべきかという告知の問題を抱えることとなるなど、さまざまな課題を抱える可能性が高い。

このため、公的に養親家庭をサポートする仕組みが必要であると考えられる。例

⁽¹⁴⁶⁾ 特別養子縁組の成立の要件：65、66 ページを参照。

えば、児童相談所が関与した事例について、特別養子縁組、普通養子縁組成立後も情報を管理し、サポートする機能を児童相談所に付加するなど、子どもの成長に応じた適切な支援が必要と考えられる。

(4) 家庭引き取り後の見守りと援助における課題

① 家庭引き取りの判断における課題

○ 引き取りの判断について

a. どのような状況で家庭引き取りの判断をするのか難しい [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、いったんは施設等へ措置されたものも含め、家庭引き取りとなったものが7件あった。
- ◇ ゆりかご事例について、個々の状況が異なるため、児童相談所において、どのような状況で家庭への引き取りを認めるのかの判断が難しい。

ゆりかご事例は、少なくとも一時子どもの養育を放棄したケースであり、その内容についてもさまざまである。

このため、家庭で引き取り養育する場合、どの程度子どもに対する思いがあり、母から子どもへの愛着ができているのかを十分に把握して再統合（家庭への引き取り）する必要がある。

② 引き取り後のフォローにおける課題

a. 引き取り後の丁寧なフォローが求められる [課題]

- ◇ ゆりかご事例では、家庭引き取りとなったものが7件あった（再掲）。
- ◇ 児童相談所や地域において、その後のフォロー（継続的な支援）が求められる。

家庭引き取りのケースは少ないが、家庭引き取りの場合、その後翻意して育てても、一度は捨てたという罪悪感や重荷を背負うことになったり、不安定な母親の一時的な感情の揺れが生じたりするなどの危険性もある。

このため、児童相談所から市町村あるいは要保護児童対策地域協議会への連絡体制等を含め、引き取り後の支援が重要である。家庭引き取り後にどのような問題が生じるのか、その後子どもが守られているか、育っているのかを確認する必要もあり、子育てを援助する環境を整えることも含めて、ある程度長期のフォローがなされる必要がある。

第6章 ゆりかごへの評価

1. 現時点でのゆりかごへの評価

ゆりかごについては、その構想が明らかになり設置に至るまでの間、また運用開始されてからも社会的に大きな話題となり、一般市民から賛否両論の意見、専門家からさまざまな論評が出され、その評価についても意見が分かれることもある。ゆりかごの存在をどうとらえ、現行の法制度との関係をどう整理し、どのように評価すべきなのかについては、さまざまな意見がある。ゆりかごという施設がどういった特性・機能を持つのかも踏まえたうえで、運用の実態から見える事象を基に、検証会議として、「ゆりかごへの評価」について議論した。

なお、ゆりかごの設置と運用、慈恵病院における相談対応は、民間の一医療機関の努力によって運営が維持されている。特に、相談業務については、相談者の気持ちに寄り添った対応技術と的確な援助によって、一定の質が保たれている。この点については、当検証会議としてその努力を多としたい。

(1) ゆりかごを評価するにあたって考慮すべき事項

ゆりかごの評価について議論するにあたっては、次のような観点を考慮すべき事項として確認したうえで、検討を進めた。

① 子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考えること

ゆりかごについては、「命の救済、命を守る」ためのものか、「遺棄の助長」につながるものか、といった二者択一的に単純化されてとらえられ議論されることが多い。しかし、最も考えなければならないことは、「子どもの人生・生活」といった観点であり、「命の救済」か「遺棄の助長」かといった二分論ではそのことが抜け落ちる懸念がある。

このため、評価に際しては、「子どもの人生・生活」といった論点が明確になるよう、広い意味を持つ「命」という言葉ではなく、生命・身体など安全の確保という意味合いに限定する趣旨から「生命」という言葉を使い、「生命の救済」「遺棄の助長」「子どもの人生」といった3つの観点から整理することとする。

② ゆりかごの特性を踏まえること

ゆりかごは、子どもの生命が守られる場合がある反面、匿名であるために子どもの人権・権利の保障が難しいことやその後の安定した生活の場が定まらないなど、功罪両面を併せ持つ仕組みである。既存の児童福祉などの制度と比較したゆりかごの客観的な特性として、以下の諸点を指摘することができる。ここでは、「ゆりかご自体の特性」「事業主体・運営形態としての特性」「親の立場から見た特性」「子どもの立場から見た特性」「社会全体から見た特性」の5つの分類で整理した。

○ ゆりかご自体の特性

- ア. 人知れず秘密のうちに子どもを預け入れることができる仕組み。親の匿名性が守られたまま子どもの養育が社会的養護につながる可能性のある仕組み⁽¹⁴⁷⁾
- イ. 一民間団体の理念で開設された施設であるが、結果的には、民間だけでは完結せずに児童相談所など公的な制度を前提とした仕組み。逆にいえば、社会的養護において、公的な制度を民間が一部補完する機能を持つ仕組み
- ウ. 預け入れられた子どもは直ちに児童相談所で保護することから、一時的に子どもを預かる仕組み・窓口
- エ. 妊娠・出産・子どもの養育にかかる相談窓口のシンボル的な施設
- オ. 24時間・365日、受け入れる体制をとり、いつでも利用できる仕組み⁽¹⁴⁸⁾
- カ. いかなる事例であっても、選別せず受け入れる仕組み。その結果、全国から広域的な利用がなされる仕組み
- キ. 医療機関に設置されていることから、利用者が安心感を持つことが多い仕組み

○ 事業主体・運営形態としての特性

- ア. 産科を持つ医療機関に設置され、同医療機関が運営する仕組み
- イ. 民間の医療機関が設置し、相談業務と一体として運用され、ボランティアとして実施されている仕組み

○ 親の立場から見た特性

- ア. 誰かを知られず、かつ基本的には安全に子ども（新生児）を預け入れることのできる仕組み・窓口
- イ. 児童相談所での相談といった公的な段階や手続きを経ることなく、親の一方的な意思で子どもを預け入れ、養育しない仕組み

⁽¹⁴⁷⁾ 慈恵病院において、運用の経験の積み重ねにより、初期の対応方法から変更がなされている。このことにより、匿名性については、結果的に薄められた形になっている。

⁽¹⁴⁸⁾ 全国の児童相談所でも通告受理に関しては24時間体制となっているが、夜間は昼間とは異なる体制をとるところがほとんどである。

- ウ. 出生届を提出しない場合、生んだ子どもを自ら（親）の戸籍に入れないで済む仕組み
- エ. 出産したことが親の戸籍の上では残らない仕組み
- オ. 生んだ子どもとの関係が断ち切られる危険性を持つ仕組み

○ 子どもの立場から見た特性

- ア. 子どもの当面の生存（生命）が保障される仕組み。ただし、遠隔地からの移動など新生児を危険にさらすことのある仕組み
- イ. 子どものアイデンティティの危機を招く可能性があり、子どもが出自を知る権利が担保されない（不安定にする）可能性のある仕組み
- ウ. 子どもの意思にかかわらず、家族の再統合の道（すべ）が絶たれる危険性を持つ仕組み
- エ. 子どもにとって、安定した生活の場が定まらない仕組み。永続的な人間関係、生活の場の早期の提供と保障が難しい仕組み
- オ. 出生届が出されている場合、匿名で預け入れられることにより、二重戸籍になる可能性のある仕組み

○ 社会全体から見た特性

- ア. 現行の法制度との関連が整理されないまま存在し、機能する仕組み。明確な法的位置づけの下で行われていない仕組み
- イ. その存在と利用に関してさまざまな評価がなされている仕組み

③ 親の心理など利用の実態も踏まえること

ゆりかご設置当初の「生命を救う」との目的、理念は、誰しも理解できるものであり、否定するものではない。しかし、運用が開始され、利用されているゆりかごを評価するにあたっては、ゆりかごが実際にどのように利用されているのかといった、事例から見える親の心理、利用者の意識など、利用の実態を踏まえることが重要である。

○ せっぱ詰まった状況にあったのか

子どもを捨てることは犯罪行為であり、通常はしゅんじゅんを伴うと考えられる。しかし、ゆりかご事例では、これまで犯罪行為であるとの判断がなされていない点や医療施設ということが影響しているのか、利用者のしゅんじゅんが明確でないケースが少なくない。

ゆりかごに子どもを預けに来る人の一般的なイメージは、「気の毒」「つまびらかにできない事情がある」「弱々しい」「他に頼る術がない」といったことであろうが、実際のゆりかご事例では、「本当にせっぱ詰まっている」「本当に窮している」とは思えないものも含まれている。ゆりかご事例の移管先の児童相談所からも指摘がなされたが、ゆりかごを利用する者は、もともと地域で相談する潜在力は持っており、衝動的

に我が子の生命を奪ってしまうようなレベルではないとの考え方もできる。

○ 無責任な利用が見られること

ゆりかご事例の中には、我が子を託しに来たというより、親自身が刑法の保護責任者遺棄罪などにより犯罪者に問われないため預けに来たと思える自己中心的なものも見られた。特に、福祉専門職や教育職関係者が預けに来た事例が見られること、父親やパートナーなど男性の姿が見てこない事例が少くないことは、ゆりかごという仕組みの存在が、本当に考えるべき人に逃げ道を与えていているとも言える。

○ 子どもに対する思いと養育意欲

ゆりかご利用者は、子どもを養育することができないと精神的な混乱のため、自分が名乗らないことによって、子どもが出自を知る手がかりがなく生命だけが守られた後、アイデンティティの危機の中でどのような人生・生活を歩まなければならぬかということに思い至っていないと考えられる。親が特定できたゆりかご事例の半数以上の親に、その後の子どもへの養育意欲が見られない状況がある。このことから、一度ゆりかごに「捨てる」という行為をすることによって、子どもへの養育意欲を失う危険性があると言える⁽¹⁴⁹⁾。加えて、出産してすぐに子どもから離れるため、愛着形成がなされず、子どもに対する愛情が育たない懸念がある。ただ、相談とつながることで、混乱から立ち直り客観的判断が可能になったり、子どもへの思いを取り戻す事例もある。

なお、親が判明した場合には、ゆりかごを通じて援助の必要な家庭が児童相談所とつながることになり、その結果、他のきょうだいへの育児や、次の子どもの出産に関わることができる。このことは、派生的な利点として認められる。

○ 利用者の心の揺れ

刑法の保護責任者遺棄罪に問われる可能性の高い一般の棄児ケースとは異なり、ゆりかごに預け入れるために子どもを連れてくる親は、基本的には、子どもを安全な場所に置きたいという気持ちを根底に持っているとも考えられる。したがって、仮に、安全に子どもを預け入れるゆりかごという存在がなければ、やむを得ず自分で育てたという可能性も考えられる。しかし、一方、ひとり親や経済的困窮者など養育困難などが高い人は、より危険な環境に子どもを放置した可能性も否定できない。

こうした気持ちがあることから、ゆりかごを利用する時に、親は心が揺れることが多く、その後、親から連絡が入るなどで病院の職員が接触できた場合には、ゆっくり丁寧に話し合うことで、子どもにとつても親にとつてもよい結果に結びつくことが多い。

⁽¹⁴⁹⁾ 親が判明しその居住地の児童相談所に移管した事例のうち家庭で引き取り養育することとなつた事例は、7例である（39ページの「預けられた子どもの状況」を参照）。

④ ゆりかごが相談業務と一体的に運用されていること

ゆりかごの運用については、運用開始から時間の経過とともに、相談業務や危機対応をより前面に出し、事前相談を呼びかける広報が行われるなど⁽¹⁵⁰⁾、極力匿名性を排除する工夫がなされている。また、預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談に持ち込むこととされている。その結果、現在は、相談業務とゆりかごが切り離せないものとして運用され、相談業務とゆりかごを合わせた全体が「新生児相談室」と位置づけられている。

ゆりかご自体の評価について検討することはもちろん必要であるが、最終的には、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」に対する総合的な評価を考えることが適当である⁽¹⁵¹⁾。

⑤ 設置当初に想定された仕組みや対応と実際の運用との比較

ゆりかごの運用については、ドイツの事例を参考にして計画されたこともあり、設置者としては、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、新生児の時期に、里親委託や特別養子縁組などにより養育家庭で育てられることを想定していた。また、一般的な理解としては、ゆりかごに預け入れられた子どもは、慈恵病院において保護、養育された後、慈恵病院を介して、子どもの養育を希望する家庭に引き取られるということであった。

しかし、実際の運用は、設置の際に企図された運営、取扱いとなっていない面もある。子どもの権利の保障という観点から、よりよい方向性を見出すための関係者のコミュニケーションが必要である。

(2) 「ゆりかご自体」に対する評価

ゆりかご自体の意義（メリット）と課題（デメリット）の両面について、利用実態を踏まえて、さまざまな意見が出された。現時点での「ゆりかご自体」への評価に関する意見をまとめると、次のとおりである。

⁽¹⁵⁰⁾ 扉の表示の変更（平成20年12月と平成21年1月）。慈恵病院のホームページの記載内容の変更（平成21年1月下旬）。いずれも事前の相談を呼びかけ、その方が、ゆりかごに預け入れた場合よりも、選択肢が広がるといった記載内容になっている（第1章-2-（1）①ゆりかごの設備、12ページ参照）。

⁽¹⁵¹⁾ 相談事例には、ゆりかご事例のように緊急保護を行った例も少なくない。例えば、ゆりかごに預け入れようと子どもを連れて来たが、思い直して相談した事例。ゆりかごに預け入れる目的ではなく、相談のために訪れ、子どもを預かってほしいと訴えた事例などである（第3章-1-④相談対応の状況、49ページ参照）。

① 「生命の保障、生命・身体の安全の確保」の観点からの評価

○ 養育がつながる意義

ゆりかご事例には、「安易な利用」と考えられる事例も見られる。しかし、その中には「そのままでは子どもへの適切な養育がなされない」と認められる事例が多く、放置すれば、身体的虐待、ネグレクト（養育放棄）や自然に放置されて医療ネグレクトなどで亡くなるといった危険性も懸念されるものもあった。全国の児童虐待死亡事例調査⁽¹⁵²⁾の結果などを見ても、妊娠の時期に子どもを受容できるか否かという問題は、その後児童虐待死につながる大きな要因の一つとなっている。育児、養育に対する拒否感が強い場合、その後で悲惨な事態になる可能性があると十分推測できる。

その意味で、ゆりかごは、結果として「子どもの生命をつなぐギリギリの選択」として、一定の有効性は認められると考えられる。また、ゆりかごに預け入れられたことよって、直接生命が助かったとは明言できないが、結果的には「危険が回避できる」という点に、ゆりかご設置の一つの意義を見出すことができる。こうした観点からは、ゆりかごについては、「生命を救済する」機能を持つ仕組みと表現するよりも、むしろ「養育をつなぐ」あるいは「養育を支える」機能を持つ仕組みであると表現した方が実態に即している。

また、生命の危機に瀕するような緊急事態に対応するためにゆりかごが利用されるケースは、現時点では認められないが、相談事例の中には、緊急事態への対応が多く見られる⁽¹⁵³⁾。

○ ゆりかごの一時保護的機能

ゆりかご利用事例の全体の7割強は、面談や繰り返しの相談の中で結果的に名前を含め親の状況が明らかになっている。その後、子どもは最終的には家庭に戻ったり、そうでない場合も親の同意の下に施設に入所し生活することになるが、こうした場合は親が分からないケースと異なり、親との関係が明確になり、子どもにとってはよりよい結果に結びつくことになり、ゆりかごが一時的な保護機能を果たしたと考えられる。その点では一定の意義が認められる。

○ 預け入れるまでの生命・身体の危険

ゆりかご自体はもともと新生児を安全に預かることを前提とした施設である。しかし、判明した利用事例はすべて県外からの預け入れであり、このように体温の維持すらできない生後まもない子どもを遠方から熊本に連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い、大きな問題である⁽¹⁵⁴⁾。また、そうしたこと自体が児童虐待に当

⁽¹⁵²⁾ 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会・第5次報告（平成21年7月）。

⁽¹⁵³⁾ 遠方からの電話相談事例で、自宅で一人で出産し、病院職員が保護に駆けつけた事例など。

⁽¹⁵⁴⁾ 事例の中には、低体温で健康状態が心配されるものも見られた。また、遠方から病院に来る途中で、車中で一人で出産するという、母子の生命・身体の安全面で懸念される事例もあった。

たる可能性のある行為とも言える。

匿名の利用であり難しい面はあるが、ゆりかごを利用する形として、出産直後に遠隔地から預け入れに来るようなことを避け、危険な事態が発生しないよう、ホームページなどで強く呼びかけを行うべきである。

② 「子どもの人権・子どもの福祉」の観点からの評価

○ 子どもの人権・権利の保障

「子どもの出自を知る権利」は大きな論点の一つではあるが、こうしたことを議論する以前に、まず、ゆりかごに子どもを預け入れること自体が子どもの人権・権利を侵害する行為であり、同時に養育を放棄する行為⁽¹⁵⁵⁾である。もっとも、児童虐待の防止等に関する法律の児童虐待（ネグレクト）に当たるかどうかについては、設置の際、検討が行われ、「直ちに違法とは言えない」との判断が示されている。ただ、ゆりかごの施設そのものは安全であるが、そこまでに子どもを連れてくる間に生命が危険な状態になったり、ゆりかごに預け入れられた後に、結果として、子どもが出自を知ることができなくなるといった問題が生じる。こうしたことから、事例によっては児童虐待に当たるものもあるとの懸念を払拭することができない。

さらに、公的機関に相談していれば、子どもがゆりかご利用後に行われた援助を早期に受けることができたはずであり、そのことで結果的に子どもが不利益を被っているという面もある。同様に、ゆりかごでは、子どもの出自を知る権利が担保されず、安定して育てられる権利も不安定となり、将来「子どものアイデンティティの危機」を招くおそれがある。

今後、ゆりかごの特例性を法的にどこまで担保するのか、子どもの権利の視点から見たとき担保する必要があるのかの検討が必要である。また、将来子どもが出自を知る権利を主張したとき、関係者は、子どもの権利保障の視点に立って責任を持って対応できるのかといった点もある。このため、世間に対して匿名であっても、子どもには親が分かるような方法が必要である。

ゆりかごには子どもにとって多くの課題を指摘できるが、子どもの出自を知る権利を守るために、病院や関係機関が最大の努力をすることにより、現時点では7割強の子どもの出自が明らかになっている実態がある。こうしたことを勘案すれば、ゆりかごの利用を直ちに否定することは難しいと考えられる。

なお、障がい児が複数預け入れられたが、障がい児や外国籍らしき子どもの利用が増加したとき、より権利問題が深刻あるいは複雑になる懸念がある。

○ 匿名性がもたらす子どもの人生と生活の問題

ゆりかごによって、子どもの生命は維持されたが、子どものその後の人生や生活が

⁽¹⁵⁵⁾ ゆりかご事例について、熊本県は、統計上の取扱いとしては、厚生労働省の福祉行政報告例において、要保護児童、かつ児童虐待（ネグレクト）の中に含めて処理している。

救われたことになるのかを考えなければならない。なぜなら、子どもにとつては、「福祉的措置」を受けるにしても、親との関係があつた方が望ましいからである。つまり、子どもは、自分の人生が安定したものであり、かつ自分の人生が予測できるものであることを必要とするが、親がいつ出てくるか分からぬ状態では、子どもに永続的な人間関係、生活の場を早期に提供し保障することが難しい。これは、ゆりかごの仕組みを検討された時の発想では、救われる生命があるという点が優先されていたからであるが、その後の子どもの生活や人生が本当に守られるのかという観点についても十分な考慮が必要である。

○ 子どもの成長に与える影響を見守る必要がある

子どもが親に引き取られた事例を含めて、今後の子どもの成長への影響については、注意深く見守る必要がある。特に、幼児が預け入れられた事例は、愛着形成の観点から、より丁寧な援助が求められるが、これまでのところは、特段に懸念すべき点は認められない。なお、幼児など新生児以外の預け入れについては、諸外国では、法制化され年齢制限がなされているものもあり⁽¹⁵⁶⁾、今後、ゆりかごについても、こうした呼びかけが必要かを検討する必要がある。

また、子どもが出自を知る権利を侵害していないかなど、児童の権利に関する条約の観点から、さらに、憲法上、民事法上問題がないかなどの検討は、高度に専門的な課題であり、かつ保護した子どもの援助にも関連しているため、長期的な観察が必要であるとともに、引き続き、専門家や社会においても検討が必要と思われる。

○ 子どものための情報収集が徹底していない

初期の対応として、現在行われている児童相談所の社会調査に加えて、警察においても、犯罪捜査と切り離して、子どもに不利益にならないよう必要な情報を収集するために、警察の捜査能力を最大限生かす必要がある。

○ 子どもの保健・医療面でのリスクがある

匿名であるため、妊娠期の状態、遺伝性疾患、予防接種の状況、発達の経過など、子どもへの保健・医療上の重要な情報を得ることができないことで、子どもがよりよい保健・医療サービスを受けることを妨げる危険性がある。ただ、この点では、これまで大きな問題になった事例はない。

さらに、特異なケースではあるが、ゆりかごに預け入れられた実のきょうだい（男女）が、将来、お互いの出自を知らないまま結婚する「近親婚」の危険性もある⁽¹⁵⁷⁾。

⁽¹⁵⁶⁾ 脚注 126 (99 ページ) 参照。

⁽¹⁵⁷⁾ 特別養子縁組制度では、出自を知る権利を確保するとともに、近親婚を防止する配慮から、子どもが生みの親の戸籍をたどれるような記載となっている。

③「遺棄の助長につながっていないか」との観点からの評価

○ 利用状況から見た場合

預け入れる者にとってゆりかごは、匿名性が保たれ、現在までのところ罪に問われる可能性が低いという点で、利用に向かわせるインセンティブを持っていると推測できる。妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で利用する例もあったのではないかと考えられる。

一方、自分の幸せを優先し、ゆりかご利用を誘発しているのではないかと推測できる事例もある。このように多様な理由で預け入れられる状況において、相談を伴わない形での、ゆりかごの預け入れ部分だけの仕組みを促進すれば、社会的に倫理観の劣化をさらに誘発する可能性も懸念される。

これまでに見られた倫理に関わる問題の例として、社会的養護の仕組みや児童相談所の役割を知っているながら、相談しづらさや手続きを敬遠するため、ゆりかごを利用していると思われる例も見られた。このことから、ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させる可能性を高めていると考えられる。さらに、ゆりかごの特徴である匿名性が、子どもを捨てる行為のハードルを低くしてしまったとも言え、社会的影響として、子どもの遺棄の助長につながる可能性を否定できない。

しかし、ゆりかごを利用したことによって、結果的には、子どもの養育が支えられることになった事例が多く、また、ゆりかごの存在が相談を増加させ、思い止まつての相談も少なくないことから、ゆりかごという緊急避難的装置を有する相談全体として有意義であると考える。

○ 統計データから見た場合

ゆりかごが全国1か所で広域的な利用がなされていることから、その影響については、全国の棄児、嬰児殺、母子心中などのデータを比較する必要がある。

まず、棄児に関する国の調査によれば、遺棄児童数が平成19年度と平成20年度に大幅に増加し、置き去り事例についても顕著な増加が見られている。遺棄児童については、ゆりかご事例を含むため、その增加分で押し上げられた形になっている。ただ、置き去り事例の増加がゆりかご設置の影響によるものかは不明である。また、嬰児殺についても、顕著な変化は見られない。

ゆりかご事例の増加により遺棄児童数が増加している状況は見られるものの、棄児に関する統計の整備がなされていないこともあり、その他を含めた統計データから、遺棄の助長になっているかを結論づけるだけの根拠は、現時点では明確でない。

④ 「ゆりかごの匿名性」の観点からの評価

○ 匿名性の意義について

子どもの人権の観点、子育てについての私的責任の観点からも、匿名で子どもを預ける行為を簡単に容認することはできない。しかし一方で、思いがけない妊娠・出産によるせっぱ詰まった状況の中、相談窓口や養育に関する支援体制、特別養子縁組などについての知識もないまま、また、場合によっては精神的な混乱の状態では、匿名性が担保されていることで、ゆりかごが母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつくことに役立っている可能性がある。匿名でなければ、子どもを預けることも相談もできず、一人で悩んで悲劇に至る危険もあると考えられる。こうしたことから、子どもを預けに来たことがきっかけで相談が始まり援助がなされるというプロセスは一定の評価をしなければならない。

一方、子どもの権利を保障する観点からは、身近な周囲の者に対して匿名性を担保することはやむを得ない面があるものの、社会的に最後まで匿名を貫くことは容認できないと考える。匿名性がもたらす子どもの人生と生活がどのような結果を招くのかについて、念頭に置く必要がある。

このように、匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益の二面性を持っている。

なお、ゆりかご事例で、預け入れに来た者との接触により面談を行った結果、名前などが明らかになった場合にも、大半の事例では、苦情にも発展せずに、解決結果について納得している現実がある。一方で、預け入れに来た者との間で認識の相違が見られる事例もあり、機会をとらえて、対応における匿名性の意味に関して、周知をしていく必要がある。

○ 第三者による預け入れについて

匿名性の担保に関しては、ゆりかご事例で、産科で知り合った第三者など知人が仲介して預け入れる事例があったが、そういった形が行き過ぎれば、第三者が、親からゆりかごへの預け入れを依頼された子どもを連れてくる事例が増加することも懸念される。このため、現行通りの対応で問題ないのか検討が必要である。

⑤ 「設置当初に想定した運用と実際の運用との比較」の観点からの評価

○ ゆりかごの運用に対する一般的な誤解

ゆりかごに預け入れられた子どもは、現行の法体系の中では、児童福祉法の要保護児童として、病院から通告を受けた管轄の熊本県中央児童相談所が直ちに保護することとなる。こうした取扱いがなされていることは、一般には正確に理解されておらず、慈恵病院において子どもを養育する、あるいは病院から特別養子縁組に出されるとい

った誤解がある。また、慈恵病院では、ゆりかごの仕組みと対応についての理解を深めるため、ホームページの記載を訂正するなど、機会をとらえて説明しているものの、未だ誤解が解消されていない状況にある。

○ 当初の想定と実際の運用の違い

病院から特別養子縁組に出されると一般的に考えられていることとは異なり、ゆりかごに預け入れられた子どもで、親が判明しないまま施設や里親の下で養育されている事例については、現段階では、特別養子縁組の手続きに入っているものはない。むしろ、ゆりかご事例であるため、その手続きに進む見極めが難しいという状況にある。

このように、施設の運用の実際と現実の子どもの養育において、現実には、設置当初に想定した形とは、かなり違いが見られる。これは、ゆりかごが民間の取組とはいえ、個々の事例については、日本では、現行の児童福祉法等に基づき、公的機関が関与する形となるためであり、日本のゆりかごが歩むステップであると理解することもできる。

なお、今後もゆりかごの仕組みと子どもの養育の実際について、機会をとらえて周知することによって、ゆりかごを利用するよりも、事前に相談を行った方が、子どもの養育についても選択肢が増える結果となることの理解が進めば、ゆりかごの利用にも変化が出てくるものと考えられる。

(3) 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価

① ゆりかごへの総合的な評価

○ 相談業務と一体的に運用されるゆりかご

「(2) ゆりかご自体に対する評価」で述べてきたように、ゆりかごが相談業務を伴わず単独で設置・運営されるとすれば、社会の倫理感の劣化を招く可能性を否定できないものと考えられる。しかし、実際のゆりかごは、実践と経験の積み重ねの中で、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。その結果として、全体の7割強で親が判明しており、匿名性という特性がかなりの程度失われたとしても、それによって子どもの出自を知る権利が損なわれなくなったという状況が見られる。

また、ゆりかごという一時保護機能があるため相談件数が増えているように、ゆりかごが相談業務に支えられている状況があり、ゆりかごと相談対応の双方が支え合っているという相乗効果が見られる。

○ 相談業務と一体的に運用されるゆりかごの評価

ゆりかご事例では現在までのところ、殺害を思い止まつたその足で預けるなど、明らかに生命が救われたと判断できる事例は認められないが、相談事例も含めた全体の事例の中で評価すれば、妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考

える余裕を持つことで考え方を改めたりする事例が多く出てきており、トータルの意味では「多くの生命がつながった」と考えることができ、その点は積極的に評価することができる。このように、ゆりかごが相談業務と一体的な運用がなされる限りでは、一定の意義が認められる。

「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の積極的な意義として、以下の3点をあげることができる。

- ア. 名前や妊娠の事実を周囲に知られずに、妊娠・出産・子どもの養育について相談できる体制があることによって、子どもの遺棄や子どもを危険にさらすことを防止する機能を果たすことが期待できる。事前相談の充実により、子どもの遺棄を思い止まらせることができる。
- イ. 出産にまつわる緊急避難の一つとして機能し、最悪の事態に至らないことを保障することができる可能性がある。子どもの養育を支え、つなぐことができる。
- ウ. 親への障がい告知後の対応も含め種々の理由により、周産期の親が精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能を果たすことができる。その後、相談に結びつき子どもの援助ができる。

ゆりかごの意義と課題については、ゆりかごを利用する側の意識や個々人の価値観などにも左右されるため、今後の運用状況を引き続き注意深く見守る必要がある。懸念される利用事例が見られた場合、警鐘を鳴らし、場合によっては、運用の継続の是非について検討するなどの対応をとることも必要であり、ゆりかごの利用のあり方について、今後も社会全体で考えていくことが大切である。

② ゆりかごの設置が社会にもたらした影響

○ 現状の児童相談体制の限界

ゆりかごについては当初、一般的には年に数件の預け入れであろうとの予想もあったが、実際には設置以来、多数の利用があった。また、遠くは関東地方など全国にまたがる広い地域からの預け入れがあった。ゆりかごの設置によって、妊娠・出産に悩む人たちが多く存在するにもかかわらず、地域の児童相談所など公的な相談機関につながっていない、あるいは、つながっても公的な相談機関では利用者の気持ちに沿った適切な対応ができていない事例があることなど、現在の児童相談体制ではすべてのニーズに対応できているとは限らない現状が明らかになった。

○ 潜在的な相談ニーズの掘り起こし

ゆりかごの設置に伴い、慈恵病院などにおける、妊娠・出産についての相談件数が急激に増加した。全国から寄せられた相談件数の多さと深刻な内容から、ゆりかごの設置がシンボルとなり、これまで相談機関につながっていなかつた潜在的なニーズを掘り起こしたと考えられる。

また、そうした状況から、相談につながりにくいニーズに対応するため、相談窓口

を充実することはもちろん、広報面にもより力を入れてアクセス方法を伝えることが重要であることが明らかになった。

○ 社会的養護への関心の高まり

ゆりかごがマスメディアに取り上げられることによって、社会的養護の必要な子どもが多数存在することが知られ⁽¹⁵⁸⁾、これまであまり目が向けられることのなかった分野への関心が高まった。熊本県内ではゆりかごの設置以降、平成19年度の里親希望者、登録者の増加が顕著であった⁽¹⁵⁹⁾。また、慈恵病院にも特別養子縁組の養親になりたいとの相談が多く寄せられた。

③ ゆりかごが問い合わせる社会のありよう

○ 子育ての孤立化とゆりかご利用へのニーズ

ゆりかごが設置・運用され、実際に多くの利用事例があったこと、また、事例の背景や状況を見ることによって、妊娠・出産・子どもの養育に深刻な悩みを持つ親が多数存在し、相談や対応が求められているといった切実なニーズがあることが明らかになった。また、慈恵病院への相談事例についても、緊急対応・緊急面談が必要な事例も多く、相談に至るまでの間、相談の方法や相談する場を見出せないまま、女性が一人で思い悩む現実が明らかになった。

ゆりかごに対しては賛否両論の意見が寄せられてきたが、ゆりかごが設置されて約2年半の間に51人の子どもが預け入れられた事実は、結果的には、今の社会にゆりかごが必要とされていたことを物語っている。ゆりかごというシステムが必要となった社会的背景には、現代社会において、核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進むにつれ、血のつながった実の親や親族だけでは育児が難しく、子育て家庭が孤立化している状況があり、また、地域社会でも子どもと子育て家庭を支える環境が整っていない現実がある。さらに、個々人の意識に目を向ければ、ゆりかごの事例の一部には、今なお世間体を重んずる風潮や戸籍が汚れるといった歪んだ身内意識を垣間見ることができ、ゆりかごがこれらも含めたわが国の社会のありようをも映し出し

⁽¹⁵⁸⁾ 児童養護施設等入所や里親委託されている児童は全国で41,602人（平成20年2月現在、厚生労働省調査）。うち約5割は虐待を受けた経験がある児童である。

⁽¹⁵⁹⁾ 熊本県内の里親の登録件数のうち、養育里親に新規登録のあった件数は、例年7～8件となっているが、平成19年度は1年間で15件の新規登録があった。

【熊本県内での里親登録者の状況】(延べ件数) (単位:件)

	19年度末	20年度末	20年度新規登録	20年度登録取消
養育里親	82	84	5	3
親族里親	3	1	0	2
専門里親	12	14	2	0
合 計	97	99	7	5

ていると言える。

○ 社会全体で考えていくべき身近な問題

ゆりかご事例から見えるのは社会のありようの一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出していると考えられる。ゆりかご事例には、安易な利用と思えるものも存在するが、ゆりかごは、それらも含めて、今の社会に生きる私たちが、ゆりかご利用の現実を受け止め、すべてを飲み込んでいく覚悟があるのかを、我が事として真剣に考えることを求めている。

現代社会において、子育ては親や親族だけが担うものではなく、社会全体で支えていくべきものになっている。妊娠・出産・子どもの養育をめぐる問題は、誰しもに身近なところで起こりうる問題である。ゆりかごが私たちに問いかけるものを契機にして、私たちには、改めて子育て支援のあり方を社会全体で考え、特に、福祉の関係者、子育て支援に関わる者は、子どもの最善の利益を考えて、こうした社会のありようを広く問いかけていくことが求められる。

ゆりかごは、私たちの住む社会が生み出したものであり、その評価は、現時点において、真摯に論じることはもちろんあるが、その際、「後世からの評価」あるいは「大きくなったゆりかごの子どもたち自身の評価」にも思いを致す必要がある。

2. 日本のゆりかごのこれから

今後、ゆりかごを既存の制度との関係でどう位置づけるべきか。例えば、現在のように結果として既存制度の例外的なものとしてとらえざるを得ないのか、あるいは既存制度に組み込む形での明確な位置づけをすべきなのかなどについては、制度に関わる事柄であり、引き続き、国を含めて議論を深めていく必要があると考える。現段階での当検証会議の委員の意見を集約した内容は以下のとおりである。

① ゆりかごが持つ匿名性について

○ 匿名性の担保と子どもの最善の利益

前述したように、ゆりかご事例では、身近な人に匿名が担保されていることで、緊急避難への対応も容易となり、その後の援助に結びついていることから、ゆりかごが持つ匿名性は、一定の意義があると考えられる。また、預け入れられた場合、公事（おおやけごと）として、子どもの最善の利益や出自を知る権利の観点からは、児童相談所等の公的機関による社会調査等がなされることは当然であり、社会的に匿名であり続けることは原則として認められない。慈恵病院におけるゆりかごと相談対応の実践事例から見れば、事前の相談とセットになった一時保護の機能を持つ仕組みである点が最も重要であり、相談体制を前面に出して充実することにより、ゆりかごへの子どもの預け入れが減少することに結びつくと考えられる。こうした観点からは、慈恵病院がホームページの記載を充実し、対応において接触できた場合にはできるだけ面談に持ち込んでいるということは方向性として望ましいと考える。

② ゆりかごへの行政の支援のあり方

○ 匿名性と公の責任

ゆりかごに預け入れられた子どもは、親が判明しない場合、乳児院や児童養護施設への入所措置、里親への委託、特別養子縁組（家庭裁判所の審判）といった「公の責任」によって、その後の成長が保障されることになる。民間の一医療機関の取組とはいえ、ゆりかごはその点で、すでに「公事（おおやけごと）」であり、子どもが施設に入る段階になれば、結果として行政も匿名性に対して責任を負うことになる。

○ 民間主体であることの意義

現在は公が関わる形にならざるを得ないが、むしろ民間のボランティアの取組であるから利用されているといった部分も多く、公の制度とすることについては慎重であるべきである。前述の匿名性と公の責任の点を含め、ゆりかごを、相談機能を伴わず預け入れ機能のみを持つものとして公認し、公費により支援を行うことは適当でない

と考える。

○ 公的支援の可能性

相談業務とセットになった預け入れ（一時保護）の部分に限定すれば、それを公費でバックアップすることも不可能ではないと考えられる⁽¹⁶⁰⁾。病院相談事例には、深刻で緊急の対応を要する内容も多く、種々の問題が含まれている。全国から利用されている実態を踏まえれば、産科医療機関が実施する緊急対応もできる相談窓口は他の都道府県にも必要であり、相談業務に入院・保護機能を付加するシステムの整備については、慈恵病院で行っているような形を全国に普及させるためにバックアップ体制をとつて、児童家庭支援センターのように制度的には公費が投下され、安定的に運営されることも考えるべきである。

③ ゆりかごが全国に広がることについて

○ 匿名の預け入れ施設の設置の問題点

ゆりかごについては、熊本での設置が認められたことから、他都道府県でも同様の形で設置が進む可能性がある。また、慈恵病院と同じ形式で、ゆりかご設置の医療法上の申請がなされた場合、基本的には当該地区の県や市は許可せざるを得ないと考えられる。しかし、運営において、慈恵病院と同様の一定の質的担保がなされず、質的な面も含めて十分な事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置であれば、子どもの福祉を守る観点からは大いに問題があり、広がっていくことを容認することはできない。

○ 相談と緊急避難の機能を持った仕組みの必要性

一方、ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、ゆりかごのように丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。システムについては、ゆりかごの匿名性が、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益の二面性を持っているため、それぞれを保障すること、つまり、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来に必要な情報は確実に収集できる」仕組みとして整備されることが必要である。

その際、ゆりかごのシステムに見習って相談対応技法など研修の徹底が必要であり、ゆりかごと相談業務から学んだ新しい支援のあり方を、民間中心に創っていくことが必要であろう。

具体的には、例えば、出産の時期に、DVの場合のようなシェルター機能を持つ施設を整え、身近な人には匿名性を保つが、いわゆる公の部分では「顕名」で対応し、妊娠・出産その後の養育についても、特別養子縁組や里親などさまざまな解決策や選

⁽¹⁶⁰⁾ 児童家庭支援センターの養護施設付置要件がなくなったことにより、医療機関への委託も可能となつた。

折衷を提供できる施設を整備することが考えられる。この他、親子一緒に匿名で宿泊ができる、数日、相談や話し合いを続けるようなことも必要であり、こうしたことも含めて、新しい公的な試みが考えられるべきである。

なお、ゆりかごが明らかにした諸課題は、都道府県域を超えた広域的な問題であり、国の関与が望まれる。

第7章 提言と要望－考え得る対応策－

当検証会議の提言と要望については、平成20年9月8日に公表した「中間とりまとめ」の中でも、関係機関で早急に対応すべき課題を記載した。その中には、その後、対応する措置がとられつつあるものもある。この最終報告では、そうした事項も含めた全体的な事柄について、第5章において、ゆりかごから見える諸課題の整理を行った。そのうえで、第6章のゆりかごの評価も踏まえ、議論し、現時点で考え得る提言・要望事項を整理した。ここに記した提言・要望事項については、詳細を詰めきれていない事項も含まれているが、ゆりかごの個別事例の分析を基に導き出したものであり、関係機関にはその重さを受け止めていただくことを願っている。

1. 慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望

① 三者の連携した対応、遺留品などの保存と管理の徹底

- 慈恵病院、熊本県、熊本市の三者には、ゆりかごの運用や子どもへの対応において、今後とも十分連携をとりながら、適切な対応に努められることを望みたい。
 - ア. 慈恵病院、熊本県、熊本市の三者の定期的な連絡会を開催し、課題の整理や情報の共有を図ることが必要である。
 - イ. ゆりかご事例の情報や遺留品については、子どもの出自にかかる大切な資料であり、慈恵病院、熊本県において、その保存と引き継ぎ、管理にあたっては、散逸することのないよう十分な体制を確保することが必要である。この点に関しては、マニュアルが定められているが、児童相談所を中心に、引き続き適切な対応をすることが必要である。

② ゆりかごの運用にかかる改善と工夫

- 慈恵病院には、ゆりかごの運用において、熊本県や熊本市など関係機関と十分連携をとりながら、母子の安全確保ができるよう、万全の対応に努められるよう望みたい。
 - ア. 自宅出産の後に新生児を預け入れにくる事例が見られるが、こうした行為は極めて危険であり、慈恵病院において、このことをホームページなどで強く注意喚起することが必要である。
 - イ. 慈恵病院において、ゆりかご利用にあたって、親の手がかりや子どもに関する情報ができるだけ多く残されるように、施設の運用面における改善と工夫をすることが必要である。

- ウ. 慈恵病院において、ゆりかごの利用にあたって、子どもの年齢を新生児に限定するなど制限を明確にして、対外的な周知を徹底することを検討することが必要である。
- エ. 慈恵病院において、ゆりかご施設を移転する構想があるが、その際にも、母子の安全確保をはじめ十分な配慮をすることが必要である。
- オ. 慈恵病院、熊本県、熊本市において、ゆりかごに預け入れられた子どもは、児童相談所の対応となり、調査の対象となることを明確にすることが必要である。
- カ. ゆりかごに関する利用状況など情報の管理については、慈恵病院、熊本県、熊本市、関係機関において、個人情報の保護に配慮し、常に遺漏のない取扱いをすることが必要である。

③ 子どもの最善の利益を考えた援助

- 関係機関には、子どもの援助にあたって、子どもの最善の利益を第一に対応されるよう望みたい。
 - ア. ゆりかごに預け入れられた子どものケース記録などについて、熊本県において、保存・管理を徹底する必要がある。同時に、データベース化することにより、今後の改善に役立てる努力も必要である。
 - イ. ゆりかごに預け入れられた子どもの援助等に関しては、平成22年4月に熊本市児童相談所が設置され同相談所の対応となることから、熊本県において、熊本市へのゆりかご事例の引き継ぎを適切に行うことが必要である。

④ ゆりかごの運用状況の検証と公表の継続

- 熊本市には、ゆりかごの運用状況について、今後とも専門家による検証を継続し、子どもの安全が確保される適切な運用がなされるよう望みたい。
 - ア. 熊本市において、今後とも短期的な検証の実施を継続するとともに、検証結果とゆりかごの利用状況の公表を継続されるよう望みたい。なお、利用状況の公表については、いつまでどのような形で続けていくのかを検討することが必要である。
 - イ. 熊本市において、平成22年4月以降、ゆりかご事例を対象として中期的観点からの検証を実施することが必要である。その際、熊本県とも十分な連携をとりながら対応していくことが必要である。

2. 国に対する提言と要望

ゆりかごの問題については、現状では広域的な利用がなされていること、今後全国に広がっていく可能性も否定できないことなどを踏まえれば、国も関与して対応していくことが不可欠と考えている。

最終報告の内容は、ゆりかごの利用実態を基に整理したものであり、国においても真摯に受け止めさせていただくことを願っている。特に、提言と要望については、国においても至急検討のうえ、必要な措置が取られるよう望むものである。

① 全国の児童家庭相談体制の充実と周知

○ ゆりかごの利用状況と慈恵病院での相談対応実績を踏まえて、国には、児童家庭相談に関する公的な相談体制の充実を図られることを望みたい。

ア. 児童相談所など公的相談においては、まず匿名でも積極的に応じること、妊娠中の相談にも応じることなどを、改めて周知徹底することが必要である。

イ. 妊娠・出産時に特有の課題や保護者の心理に沿った援助の技能を高めるため、相談窓口の担当者に対する研修制度の創設、充実を検討することが必要である。

ウ. 妊娠・出産・養育に関する相談について、誰にでも分かりやすく、かつ緊急の対応ができる相談窓口を全国に設置することが必要である。全国統一の電話番号により最寄りの相談機関にアクセスしやすい仕組みの導入が図られたが、さらにアクセスしやすい仕組み等について検討し、周知を図ることが必要である。

エ. 子どもの権利の観点からできるだけ多くの情報の収集が可能となるよう、児童相談所に調査権を付与するなど、制度の改善を検討することが必要である。

② 妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備

○ 妊娠期からの子育て支援については、相談体制や緊急事態への対応を含めたトータルな整備が必要であり、国においては、以下のような制度の創設や改正、運用改善について検討されたい。

ア. 妊娠・出産対応のシェルターの整備を検討することが必要である。

周囲に知られていない妊娠・出産について相談し、場合によっては、匿名のまま母子の保護ができる、「安全が確保された入院・一時保護機能を備えた相談対応とセットになったシェルター」を全国に一定か所設置することが必要である⁽¹⁶¹⁾。

なお、自ら育てられない場合、母親のもとから子どもを養子縁組に出せる機能

⁽¹⁶¹⁾ 母子の身体的な危険性を考慮すると、比較的身近で対応できるように、各都道府県に1か所程度設置した方がよいと考えられる。

を持った施設とすることも考えられる。

イ. 児童家庭支援センターの医療機関への付置を促進することが必要である。

平成21年度から児童家庭支援センターの施設付置要件が削除されており、入院機能のついた産婦人科病院等に付置することを促進し、周知を図ることが必要である。

ウ. ハイリスク家庭・特定妊婦の通告制度の導入を検討することが必要である。

相談歴のある家庭、若年出産後に何度も出産を繰り返す事例などのハイリスク家庭や、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な特定妊婦について、産科等の医療機関で把握した場合に児童相談所・福祉事務所へ通告する制度と、医療機関から市町村の保健・福祉部署（要保護児童対策地域協議会を含む）に情報提供を義務づける制度を全国的に導入することを検討することが必要である。

エ. 医療機関から市町村への妊娠届および出産届出制度の導入を検討することが必要である。

妊婦および生まれた子どもを全数把握して、必要なケースに早期の支援を行うため、妊娠と子どもの出生について、親が市町村に出生届を出すこと等とは別に、医療機関および助産所などの出産機関からすべての妊娠・出産を市町村の保健所に届ける制度の導入を検討することが必要である。

ただし、制度の検討にあたっては、こうした制度が医療機関受診に抑制的に機能する可能性があること等に留意する必要がある。

オ. 母子健康手帳制度の改正、運用の改善をすることが必要である。

母子健康手帳の配布窓口と保健師との連携を図るとともに、思いがけない妊娠等で市町村窓口に行くことをためらう妊婦に対して母子健康手帳等の配布と相談をセットで行う（妊娠届出時のカウンセリングの整備）ことができるよう、母子健康手帳制度の改正、運用の改善を図ることが必要である。

カ. 妊娠・出産に関する経済的支援を充実することが必要である。また、子どもの貧困が、妊娠・出産・子どもの福祉に与える影響に関する考察と検討が必要である。

妊婦健診や出産費用など経済的支援の充実を図るために、妊娠・出産にまつわる経済的問題に対応できるように、既存の助産制度の改善を検討することが必要である。

また、子どもの貧困が妊娠・出産にどのような影響を与えるのかなどに関して検討し、支援策を考えていく必要がある。

キ. 周産期医療機関へのソーシャルワーカー等を配置することが必要である。

産科や小児科に、妊娠・出産にまつわる相談に応じるカウンセラーと支援を調整するソーシャルワーカーの配置の義務づけが必要である。また、障がい児が生まれた場合の障がい告知後の保護者の精神的混乱への対応について、体制の整備をする必要がある。さらに、保護者等の疲れや悩みにも対応していくため、地域への対応に結びつけていく仕組みやフォローアップ体制を確立する必要がある。

ク. 周産期医療機関の専門職に対して、児童福祉制度や子どもの権利に関する研修の受講を義務付けることが必要である。

産科医、小児科医、周産期医療に関わる看護師や助産師などは、児童福祉制度や子どもの権利に関する知識や理解をより深めることが必要であり、研修の受講を義務化して、周産期医療機関の条件とすることを検討する必要がある。

ケ. 妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置を検討することが必要である。

妊娠・出産に係る相談業務の支援、母子保健機関や児童相談所間の情報の共有と調整、技能の向上を図り、どの地域でも実践できる技能が持てるようになるため、例えば、妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の創設を検討することが必要である。そのうえで、同センターにおいて、ゆりかご事例のケース移管の手続きなど、広域にまたがる事柄について、ルール化を図ることが必要である。

③ 里親制度の充実と特別養子縁組制度の充実

○ 里親制度や特別養子縁組制度については、一般には十分知られていないことから、国には、その普及に努めるとともに、制度の見直し、拡充などさらなる充実を検討されたい。

ア. 里親手当の充実、専門里親の充実を検討する必要がある。

里親制度の普及と里親登録者の拡大のため、職業としても成立するよう手当の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの里親を増員する意味からも、専門里親の登録と委託を促進するための方策を検討することが必要である。また、養育する子どもの数の制限の見直しを検討することが必要である。

イ. 親族里親の柔軟な活用を図ることが必要である。

親族里親については、死亡や行方不明、拘禁等により親からの養育が受けられない場合など要件が限られているが、ゆりかご事例では親族が養育するようになった事例もあったことから、親族里親のあり方を検討するとともに、幅広い活用を考えていく必要がある。

ウ. 養子縁組希望里親への新生児委託の推進を図ることが必要である。

子どもの最善の利益を図る観点から、養子縁組希望里親に対する新生児委託や乳児の早期からの委託の促進を図ることが必要である。なお、その際には、里親・特別養子縁組希望者のための相談機能を充実させるとともに、里親子や養親子のサロンまたはピアカウンセリングその他の支援を併せて行うことが重要である。

エ. 特別養子縁組制度の総括と評価をする必要がある。

特別養子縁組制度については、制度創設から20年を経過しており、これまでの実態を踏まえて、あっせん事業のあり方や手続き、認容の要件（例えば、一定期間、保護者の現れない場合の対応）などを含めて、制度の総括と評価をするこ

とが必要である。

オ. 特別養子縁組制度の周知を図ることが必要である。

特別養子縁組制度の周知のため、中学校や高等学校の授業に組み込むことを検討することが必要である。また、現在、医学部や看護学部の授業においても里親や養子縁組制度を学習していないことから、学習を義務付けることを検討することが必要である⁽¹⁶²⁾。

④ 若者への命を大切にする教育の徹底

- 学校において、機会をとらえて、若者に対して、命を大切にする教育や性教育を積極的に進めていくことが望まれる。また、すべての若者に対して、機会をとらえて、社会全体で、命を大切にする気持ちを醸成するような啓発を行っていくことが重要である。

ア. 学校において公的な相談窓口の周知を図る必要がある。

学校現場を通じて、妊娠・出産に関する公的な相談窓口の情報が伝わりにくいう状況があることから、妊娠した若者に対して相談機関があるという情報が到達する対策として、学校を通じて相談先のカードを配布するなど、公的な相談窓口の周知を図ることが必要である。

イ. 教科書の記述の充実を図る必要がある。

中学校、高等学校の保健体育、家庭科等の教科書に、妊娠・出産、子ども・子育て、児童福祉にまつわる記述を充実することが必要である。

⑤ ゆりかご問題への国との関与

- ゆりかごについては、全国にまたがる広域的な問題であることから、本検証会議の検証結果を受けて、国においても、改めて、法制度上の課題の整理やゆりかごが与える影響などについて、調査研究を行うことを検討することが必要である。

ア. 児童福祉に係る審議会等においてゆりかごの法制度面での問題等を検討することが必要である。

当検証会議でゆりかごをめぐる諸課題の整理を行ったが、日本におけるゆりかごの法制度面での位置づけなど、国において、児童福祉に係る審議会などの場で改めて議論することが必要である。

特に、ゆりかごの問題を契機として、生まれてからの児童の福祉や児童虐待防止を図る「児童福祉法」や「児童の虐待防止等に関する法律」と、妊娠・出産をはじめ母子の健康を目的とする「母子保健法」の理念や体系との間に、切れ目があることが明らかになりつつある。今後、思いがけない妊娠や出産への対応と周産期の支援体制の整備において、切れ目のない支援ができるような法体系のあり

⁽¹⁶²⁾ 欧米の小児科の教科書には載っているが、日本の教科書には記載されていない。

方も含めた検討が必要である。

イ. ゆりかごが与える影響などについて調査研究を行うことが必要である。

ゆりかごの設置・運用が社会に与える影響については、長期的に分析を行う必要があることから、棄児、嬰児殺、母子心中の動向など統計データの推移を踏まえて、国において、調査研究がなされることが必要である。

3. 全国の行政・関係機関に対する要望

① 社会調査に対する理解と協力、ゆりかご事例の検証

- ア. 全国児童相談所や医療機関などには、ゆりかご事例について、熊本県中央児童相談所から社会調査などの問い合わせがあった場合には、子どもの最善の利益を図るために協力することが必要である。
- イ. 親元の居住地の児童相談所が関わっていたにもかかわらず、その後ゆりかごに子どもを預け入れた事例があった。これらの事例については、当該児童相談所などで、徹底した検証を行い、その結果を対外的に情報発信し、問題点を改善することが必要である。

② 手厚い援助が求められる事例等への対応の強化

- ア. 全国児童相談所には、匿名であっても、妊娠中から出産・養育相談があった場合、手厚い援助が必要なケースとして、万全の対応をしていくことが必要である。
- イ. 全国児童相談所には、子どもが児童養護施設などに入所している家庭については、そのきょうだいへの見守りや母親が妊娠した場合の見守りなど、的確に対応していくことが必要である。
- ウ. 全国市町村や地域の要保護児童対策地域協議会の構成機関には、地域での支援が必要と判断されるケースについては、妊娠の時期からの見守りを強化することが必要である。子どもや子育て家庭での異常に対して、地域での気づきと発見の網の目をつくることが必要である。
- エ. 全国市町村には、出産後に医療機関などから市町村に情報提供があった場合、早期の家庭訪問の実施を行うなど、地域における見守り体制の強化を図ることが必要である。
- オ. 全国福祉事務所には、生活困窮を要因とするゆりかご事例も見られたことから、出産や養育に悩みがあるケースに対応する場合、母子保健などを含めた総合的な視点で対応していくことが必要である。

③ 全国医療機関等での関わりと対応の強化

- ア. 全国周産期医療機関には、妊娠の時期からリスクが高いと判断されるケースについては、母子に対する適切な支援を行うとともに、市町村などに対して早期に的確な情報提供をすることが必要である。
- イ. 全国周産期医療機関には、妊娠・出産・養育に係る相談については、相談者が居住している地域では相談しづらい状況があることから、そうした相談に対応できるよう、また、母子保健などの緊急対応ができるよう、広域の周産期医療機関

の全国ネットワークをつくっていくことが必要である。

- ウ. 全国の医療機関および医師会、学会等には、ゆりかごの問題が思いがけない妊娠への対応にかかる問題であることを踏まえて、改めて、この問題に関する議論をされることが望まれる。

④ 警察における情報の収集

- ア. 警察には、ゆりかごに預け入れられた子どもの親を知る権利を保障し、子どもがその後、安定した生活を続けていくために、犯罪捜査の観点とは切り離し、親の情報を収集する警察の捜査体制の創設を検討することが必要である。

4. マスメディア関係者に対する要望

① 子どもに配慮した報道

- ア. ゆりかご構想が明らかになって以来、ゆりかごに関連する問題が頻繁にマスメディアに取り上げられ、社会的養護が必要な子どもたちへの社会的关心が高まった。マスメディア関係者には、ゆりかごに預け入れられた子どもたちの人権とプライバシーが守られるよう配慮を願うとともに、子どもたちがその後、歩まなければならぬ人生と生活にも配慮した報道を願いたい。

② ゆりかごから明らかになった課題等に関する報道

- ア. ゆりかごの設置・運用に伴い明らかになった課題等について、機会をとらえて社会に訴えかけるための報道を願いたい。
- イ. ゆりかごに子どもが預け入れられた以降の公的な対応を含めて、ゆりかごの仕組みや社会的養護に関する制度の周知、啓発に関して、積極的に報道されることについて、理解と協力を願いたい。

5. 地域社会に対する要望

- ア. 今後、ゆりかごに預け入れる事例を生み出さないためにも、地域全体で子育て力を取り戻し、子育て家庭を地域社会全体で支える環境をつくっていくよう、すべての人々が努力していくことが望まれる。同時に、地域社会において、子育て家庭を温かく見守っていくことが望まれる。
- イ. 妊娠・出産・子育ての問題は、女性（母親）だけの問題ではなく、男性（父親）の問題でもあることを認識し、かつ、妊娠・出産・子育てが社会全体の問題でもあるとの認識を醸成していくことが望まれる。

ウ. ゆりかごに関連した情報は、報道を通じてだけでなく、インターネットをはじめ様々な媒体によって発信されているが、公式ホームページ以外では、ゆりかごの匿名性の取扱いや仕組み、預け入れられた子どものその後の対応に関して、必ずしもすべてが正確な情報とは限らないということに、十分留意し、受け止める必要がある。

第8章 検証会議の考え方のまとめ

本報告では、第1章から第4章で、ゆりかごの運用実態とそれらに深く関連する事項について整理し、第5章で、ゆりかごが提起する諸課題について検討を行い、網羅的に課題解決のための方向性を提示してきた。また、第6章で、ゆりかごを全体的に評価し、そのうえで、第7章ではこれらのうち、国や地方自治体並びに関係者等がすぐにでも取り組む必要のある事項について提言をまとめてきた。最終章にあたる第8章では、当検証会議の考え方について全体のとりまとめを行う。

【ゆりかごの運用実態が示すもの】

- ゆりかごの設置を契機に充実が図られた慈恵病院の「24時間電話相談」には、医療機関ならではの安心感があることや専門的な見地からの援助や対応がなされていることによって、全国から年間約500件に及ぶ多くの妊娠・出産・子どもの養育に悩む深刻な相談が寄せられている。その中には、遠隔地からの相談で、救急車の要請や近隣の医療機関での受診指導を行うなど、緊急対応の結果、母子の生命の危機が回避される事例も見られた。

このように、「緊急対応を伴う相談窓口」が、全国の潜在的なニーズを掘り起こし、母と子の援助に結びついたと判断される状況が見られた。

- 一方、結果的に匿名で子どもを預け入れることも可能な仕組みである「こうのとりのゆりかご」には、当初から「匿名で預かる」というフレーズが一人歩きし、運用開始の平成19年5月10日から平成21年9月30日までの約2年5か月の間、子どもの預け入れが51件あった。その中には、一人での自宅出産の直後に遠方から車や公共交通機関で新生児を連れて来る事例など、母子の生命・身体の安全が危惧される状況があった。また、幼児の預け入れや障がい児の預け入れが複数見られ、福祉専門職や教育職関係者による預け入れもあった。

このように、「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ない状況も見られた。

- これらることは、妊娠・出産・子どもの養育をめぐって、相談体制の充実や緊急時の一時保護など「トータルな支援体制の整備」が十分でないことを示している。特に、思いがけない妊娠・出産と子どもの養育に対する親身な実効性のある支援が必要とされている。

【ゆりかごの評価と今後の方向】

- ゆりかごに預け入れに来る親は、もともと「地域で相談する潜在力」を持っているとも考えられること、また、ゆりかごでは、結果的に7割強の事例で親が判明し、児童相談所など「公的な援助」に結びついていることなどから、「生命の救済」「遺棄の助長」「子どもの人生」というゆりかごをめぐる3つの論点から考えた場合、ゆりかごでは、「失われる生命が助かった」というよりも、「子どもの養育が支えられ、その後の援助につながった」と評価する方が、利用の実態には即していると判断される。
また、利用実態から、ゆりかごの特徴である「匿名性の担保」に着目した場合、妊娠や出産について周囲に相談できず思い悩む者にとっては、身近な者に対して匿名性が担保されることで、相談がしやすく、その後の母子の援助にもつながることが期待できると言える。
- 一方、前述したように、ゆりかごという「匿名で子どもを預け入れることのできる仕組み」が、「子どもの最善の利益」を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させ、さらに、社会的に「倫理観の劣化」を懸念せざるを得ないことも事実である。
また、子どもが預け入れられた場合、「公事（おおやけごと）」として、「子どもの最善の利益」や「出自を知る権利」の観点から、児童相談所等公的機関による社会調査等がなされることは当然であり、社会的には匿名であり続けることは認められない。
- このように、ゆりかごの匿名性は、「預け入れる者にとっての利益」と「子どもの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っていると指摘できる。
- 実際には、ゆりかごについて、慈恵病院では、実践と経験の積み重ねを経て、相談業務や危機対応をより前面に出した「新生児相談室」として運営することを、一層明確化した。現在の「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、「高い相談技能に支えられた対応」「医療機関であることの安全性と安心感」といった特長をもち、現在の相談事例などの実績も含めて考えれば、「全体としては多くの生命がつながり、多くの事例が救われている」と評価することができる。
- 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、第6章の1の(3)で述べたとおり、①子どもの遺棄の防止、②出産にまつわる緊急避難、③周産期の親の精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防ぐための一時保護といった3点において、一定の機能を果たしていると考えられる。
- ただし、ゆりかごと同様の仕組みが、相談業務や危機対応を伴わない、単なる匿名で子どもを預け入れるものとして、今後、設置・運用されることについては、「子どもの

「最善の利益」を損うのみならず、預け入れる者に対しても「誤解」を与え、かつ、社会の「倫理観の劣化」を招きかねないという懸念があることから、大きな問題であり、当検証会議としては、容認することは難しい。

- こうしたことに鑑み、ゆりかご全体としては、積極的な意義が認められる一方で、第5章で包括的に述べてきたとおり、課題も多いと言える。このため、今後、「生命・身体の安全確保の徹底」に努めることはもちろんのこと、極力、「匿名性を排除する努力」をすることが重要であり、引き続き、運用状況を注意深く見守っていくべきと考える。

【ゆりかごが提起したこととその対応：提言】

- ゆりかごの利用実態と病院の相談事例からは、日本全国で、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が多く存在することが明らかになった。また、こうしたニーズは今後とも存在していくものと考えられる。前述したように、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」は、こうしたニーズに対し、一定の機能を果たしていると考えられる。
- また、ゆりかごの問題を契機として、生まれてからの児童の福祉を図る「児童福祉法」や児童虐待防止を図るための「児童の虐待防止等に関する法律」の理念や体系と、妊娠・出産をはじめ母子の健康を目的とする「母子保健法」の理念や体系との間に、「切れ目」があることが、明らかになりつつある。
- これらのこと踏まえ、国においては、ゆりかごの問題が都道府県の枠をこえた「広域的な問題」であることを受け止め、第5章の包括的な提言や第7章の具体的提言などを基に、新しい仕組みの創設も含めて、「妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備や制度の運用改善」「社会的養護制度の改善」等について検討されることを望むものである。
- その際、前述したように、ゆりかごの匿名性が、「預け入れる者にとっての利益」と「子どもの将来にとっての不利益」の「二面性」を持っていることから、それぞれを保障すること、つまり、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来に必要な情報は確実に収集できる仕組み」として整備されることが必要である。
- ゆりかごから見える諸課題への固有の対応は、「思いがけない妊娠」への相談対応と一時保護対策であり、こうした観点からの「切れ目のない支援」の取組の強化が求められる。具体的には、以下の2点である。
 - ・ 「匿名で相談ができ、一時的に母子を匿名のまま緊急保護し、短期の入所も可能な設備を備えた施設」が、全国に一定か所整備され、そこを中心にネットワークが形成

されることが必要である。その場合、医療機関での整備が望ましく、それを公的に支援する形が期待される。さらに、相談業務についても、現在、慈恵病院で実践されているようなノウハウを一つのモデルとして、全国の公的な相談機関でも実践することを検討していく必要がある。また、すべての周産期医療機関のソーシャルワーク機能を向上させる必要がある。

- ・ 公的相談機関の技能の向上を図り、どの地域でも実践できる技能が持てるようになるため、国において、「妊娠・出産・母子の保護に関する連携の拠点となるナショナルセンターとしての機能を果たす組織」の創設を検討することが必要である。

【ゆりかごが問いかける社会のありよう】

○ ゆりかごの問題は、私たちに多くのことを問いかけた。ゆりかごが設置されて約2年5か月の間に51人の子どもが預け入れられたという重い事実は、結果的には、今の社会にゆりかごが必要とされていたことを物語っている。

○ ゆりかごというシステムが必要となった社会的背景には、現代社会において、「核家族化」や「地域社会のつながりの希薄化」が進むにつれ、血のつながった実の親や親族だけでは育児ができにくく、「子育て家庭が孤立化している状況」がある。さらに、個々人の意識に目を向ければ、ゆりかごの事例の一部には、今なお「世間体を重んずる風潮」や戸籍が汚れるといった「歪んだ身内意識」を垣間見ることができる。

ゆりかご事例から見えるのは、社会のありよう一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出している状況である。今に生きる私たちには、社会全体としてそのことを真摯に受け止めることが求められており、そのことによって、すべての子どもたちの福祉が守られることを願っている。

○ ゆりかごは、私たちの住む現代の社会が生み出したものであり、その評価は、現時点において、真摯に論じることはもちろんあるが、その際、「後世からの評価」あるいは「大きくなったゆりかごの子どもたち自身の評価」にも思いを致す必要がある。